

令和5年度 第1回酒田市障がい者施策推進協議会並びに

酒田市障がい者地域自立支援協議会 次 第

日 時：令和5年8月28日（月）15:00～

場 所：酒田市役所3階 第一委員会室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 健康福祉部長あいさつ

4 協 議

(1) 第5期酒田市障がい者福祉計画の進捗状況について ……3

(2) 第6期酒田市障がい福祉計画・

第2期酒田市障がい児福祉計画の実績について ……19

(3) 第7期酒田市障がい福祉計画・

第3期酒田市障がい児福祉計画の策定について ……33

(4) 基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等

の整備について ……54

(5) 障がい者の就労状況について ……60

(6) あおぞら、かでるの支援状況について ……61

(7) その他（情報交換）

5 そ の 他

6 閉 会

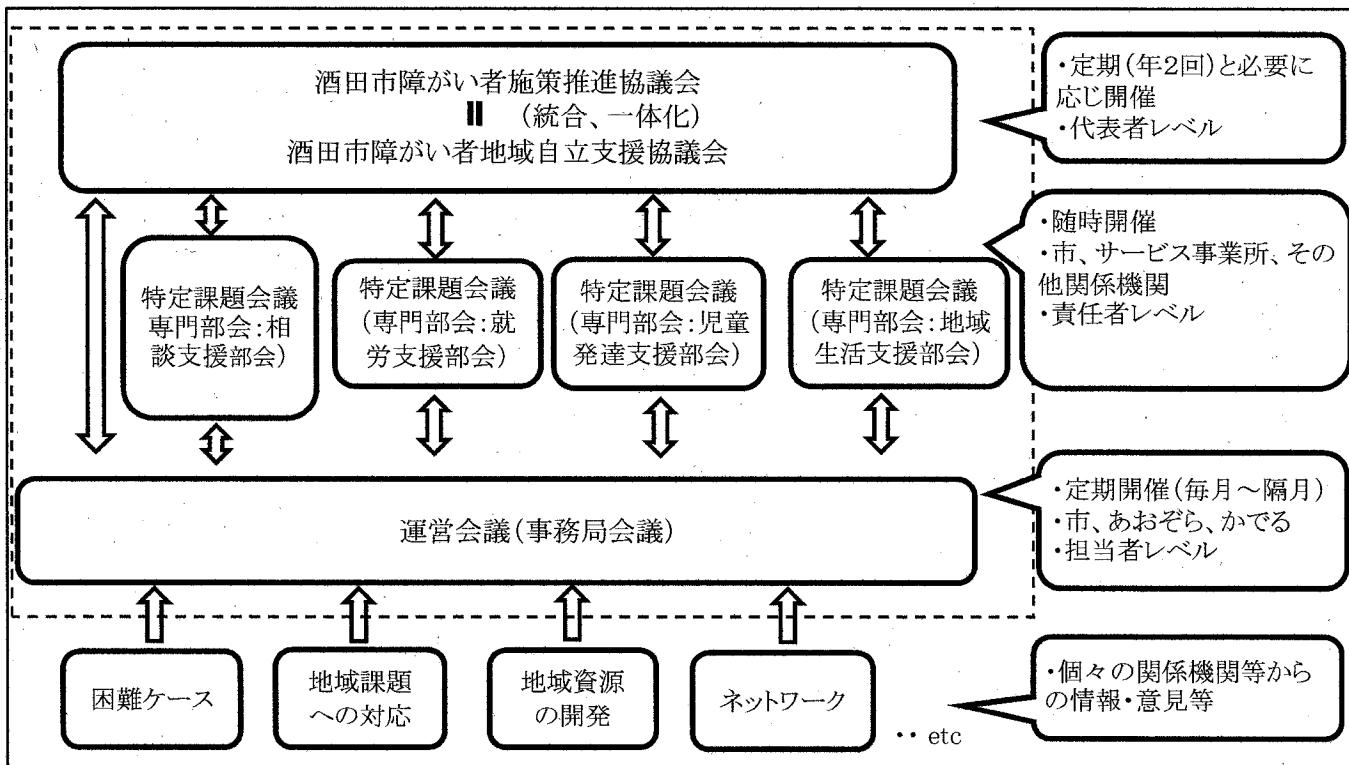
酒田市障がい者施策推進協議会・酒田市障がい者地域自立支援協議会について

1 酒田市障がい者施策推進協議会と酒田市障がい者地域自立支援協議会

名 称	酒田市障がい者施策推進協議会	酒田市障がい者地域自立支援協議会
根拠法令	障害者基本法第36条第4項 酒田市障がい者施策推進協議会条例	障害者総合支援法第89条の3第1項 酒田市障がい者地域自立支援協議会設置要綱
委 員 数	15名以内	15名以内
開催回数	年2回（条例上規定はないが、これまで定期的に年2回開催）	年2回（要綱上規定はないが、これまで定期的に年2回開催）
任 期	2年（ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間）	2年（ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間）
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・酒田市障がい者福祉計画についての審議 （障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画です。） ・障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議 ・障がい者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議 	<ul style="list-style-type: none"> ・酒田市障がい者福祉計画についての審議 （各年度における障がい福祉サービスの量と供給体制を確保するための計画です。） ・相談支援事業の実施について ・相談支援に係る困難事例への対応の在り方について ・障がい者の自立支援に係る地域の社会資源の開発、改善等について ・障がい福祉に関する連携及び支援の体制の構築について必要な事項
事務局	福祉企画課	福祉企画課、市指定相談支援事業所（あおぞら） 庄内障がい者就業・生活支援センター（かでる）

※「酒田市障がい者施策推進協議会」で全般的な障がい者福祉計画の検討を行い、「酒田市障がい者地域自立支援協議会」で、より具体的な事業等について検討することから、両協議会を一体化して行います。

2 組織体系イメージ



第5期酒田市障がい者福祉計画進捗状況調査票（R4）

基本理念 障がいのあるなしに問わらず誰もが安心して自分らしく生活できる地域社会の実現

基本目標 支え合う地域生活の推進	重点目標 (1) 障がい及び障がい者の促進	現状と課題（計画策定期）		主要な施策（計画策定期）	担当課 福祉企画課	進捗状況（具体的な実施内容）		課題及び今後の方針性
		障がいのある人への理解の促進	障がい及び障がい者への理解の促進			【障がい福祉係】 市広報「私の街さかた」(4/1号)へ各種障がい福祉制度や支援内容等を掲載している。また、ホームページ上でも各種障がい福祉サークルについての紹介を行っている。令和4年度の出前講座については、「共生社会に向けてをテーマに2回、「手話ほう」をテーマに1回、計3回実施している。「ヘルプマーク」、「ヘルプカード」を申請者へ配布し、「ヘルプカード」については、障害者手帳新規取得者にも配布している。		
		○「障がいのある人に対する正しい理解が得られる地域社会を実現するためには、市民一人ひとりの理解がいきいきとした地域社会を実現する社会の理念に基づき、各種媒体を活用した広報活動は重要であり、地域住民と障がい者との理解を広げる活動を積極的に推進していく必要があります。	○「障がいのある人に対する正しい理解が得られる地域社会を実現するためには、市民一人ひとりの理解がいきいきとした地域社会を実現する社会の理念に基づき、各種媒体を活用した広報活動は重要であり、地域住民と障がい者との理解を広げる活動を積極的に推進していく必要があります。	【障がい福祉係】 市広報「私の街さかた」(4/1号)へ各種障がい福祉制度や支援内容等を掲載している。また、ホームページ上でも各種障がい福祉サークルについての紹介を行っている。令和4年度の出前講座については、「共生社会に向けてをテーマに2回、「手話ほう」をテーマに1回、計3回実施している。「ヘルプマーク」、「ヘルプカード」を申請者へ配布し、「ヘルプカード」については、障害者手帳新規取得者にも配布している。	【障がい福祉係】 市広報「私の街さかた」(4/1号)へ各種障がい福祉制度や支援内容等を掲載している。また、ホームページ上でも各種障がい福祉サークルについての紹介を行っている。令和4年度の出前講座については、「共生社会に向けてをテーマに2回、「手話ほう」をテーマに1回、計3回実施している。「ヘルプマーク」、「ヘルプカード」を申請者へ配布し、「ヘルプカード」については、障害者手帳新規取得者にも配布している。	【障がい福祉係】 市広報「私の街さかた」(4/1号)へ各種障がい福祉制度や支援内容等を掲載している。また、ホームページ上でも各種障がい福祉サークルについての紹介を行っている。令和4年度の出前講座については、「共生社会に向けてをテーマに2回、「手話ほう」をテーマに1回、計3回実施している。「ヘルプマーク」、「ヘルプカード」を申請者へ配布し、「ヘルプカード」については、障害者手帳新規取得者にも配布している。	【障がい福祉係】 市広報「私の街さかた」(4/1号)へ各種障がい福祉制度や支援内容等を掲載している。また、ホームページ上でも各種障がい福祉サークルについての紹介を行っている。令和4年度の出前講座については、「共生社会に向けてをテーマに2回、「手話ほう」をテーマに1回、計3回実施している。「ヘルプマーク」、「ヘルプカード」を申請者へ配布し、「ヘルプカード」については、障害者手帳新規取得者にも配布している。	【障がい福祉係】 市広報「私の街さかた」(4/1号)へ各種障がい福祉制度や支援内容等を掲載している。また、ホームページ上でも各種障がい福祉サークルについての紹介を行っている。令和4年度の出前講座については、「共生社会に向けてをテーマに2回、「手話ほう」をテーマに1回、計3回実施している。「ヘルプマーク」、「ヘルプカード」を申請者へ配布し、「ヘルプカード」については、障害者手帳新規取得者にも配布している。
		本市では、障がい者への届見をなくし、市民の関心と理解を深めるために、市広報やホームページ、「障害者週間」（毎年1月3日から9日までの1週間）や「障害者雇用支援月間」（毎年9月）などにあわせて、障がい者制度についての周知を図っています。	○「障害者週間」の周知 ○「障害者週間」では、市民の関心と理解を深めるとともに、各種障がい者制度についての周知も引き続き実施します。	【障がい福祉係】 市広報「私の街さかた」(4/1号)へ各種障がい福祉制度や支援内容等を掲載している。また、ホームページ上でも各種障がい福祉サークルについての紹介を行っている。「ヘルプマーク」、「ヘルプカード」を申請者へ配布し、「ヘルプカード」については、障害者手帳新規取得者にも配布している。	【障がい福祉係】 市広報「私の街さかた」(4/1号)へ各種障がい福祉制度や支援内容等を掲載している。また、ホームページ上でも各種障がい福祉サークルについての紹介を行っている。「ヘルプマーク」、「ヘルプカード」を申請者へ配布し、「ヘルプカード」については、障害者手帳新規取得者にも配布している。	【学校教育課】 学校教育課は、特別支援学級が設置された全小中学校に特別支援学級と通じて、相互通じて、相互理解が図られています。教科、道徳、総合的な学習の時間で「障がい福祉」に関する内容を扱い、車椅子体験やボランティア活動等が行われています。	【学校教育課】 学校教育課は、特別支援学級が設置された全小中学校に特別支援学級と通じて、相互通じて、相互理解が図られています。教科、道徳、総合的な学習の時間で「障がい福祉」に関する内容を扱い、車椅子体験やボランティア活動等が行われています。	【学校教育課】 学校教育課は、特別支援学級が設置された全小中学校に特別支援学級と通じて、相互通じて、相互理解が図られています。教科、道徳、総合的な学習の時間で「障がい福祉」に関する内容を扱い、車椅子体験やボランティア活動等が行われています。

基本目標	重点目標	現状と課題（計画策定期）	主要な施策（計画策定期）	担当課	進捗状況（具体的実施内容）	課題及び今後の方針性
			<p>【障がい福祉係】 主に新規の障害者手帳交付者を対象として、手帳交付時に冊子「ほほえみの街」を配布している。それを要約した文書「身体障害者手帳を交付されたみなさまへ」にて、各種福祉制度、福祉サービス及び減免や割引制度等を説明し周知を図っている。</p>		<p>【障がい福祉係】 今后も情報収集に努めながら制度の一層の理解と周知を図ることが必要となる。そのため、ホームページ、ラジオなど多様な媒体を活用していくとともに、「ほほえみの街」についても内容を随時見直し更新していく。</p>	

基本目標	重点目標	現状と課題（計画策定期）	主要な施策（計画策定期）	進捗状況（具体的実施内容）		課題及び今後の方向性
				担当課	課題及び今後の方向性	
(4) 保健・医療・福祉の連携、元気実現	発病後に障がいを伴う可能性が高い疾患として、心臓病、脳梗塞、脳膜炎、心臓活動不全症等があるため、早期受診や定期健診の実施を促す。また、可能な限り、生活習慣を改善するなどにより、保健・医療・福祉が安心して生活ができるよう、保健所や医療機関等を受診する患者は増加しており、保健活動に努めています。	○健康増進活動の推進	【健康課】生活習慣病の予防を目的として実施して定期健診における勧奨率を高め、一定年齢層への受診率を高めました。また、がん検診受診率を高めました。また、住民に対する健康教育を実施しました。	【健康課】疾患病や障害につながるが、その大切さを理解し、医療の受診が重要となる。そのためには、行動に結びつかない人が一定数存在するため、行動変容を促すような、より効果的な啓発の実施を工夫していく。個々のケースに相応、指導を実施していく。	【健康課】疾患病や障害につながるが、その大切さを理解し、医療の受診が重要となる。そのためには、行動に結びつかない人が一定数存在するため、行動変容を促すような、より効果的な啓発の実施を工夫していく。個々のケースに相応、指導を実施していく。	
	また、障がいの疑いがある場合、保健・医療機関等で検査を受けた結果、精神疾患や精神科疾患等が確認された場合は、精神科医療機関等で精神疾患などの診断を受け、精神科医療機関等で治療を受けます。	○保健・医療連携体制の充実	【保健課】保健・医療連携により、児童保健検査等での保健・医療連携がいいの早期発見やその後の療育体制を確立します。精神疾患や精神科疾患などの診断を受けた場合は、早期発見、早期治療のため、保健所や医療機関などと連携しながら、精神疾患に関する啓発活動や予防活動を推進します。	【保健課】1歳6か月児健診のフォロー教室は、10回開催され73名が参加しました。発達の早い等の早期発見のため、子どもたちにあわせ、相談・支援を行っている。「こどもの健育相談」を市民健康センターで開設、平日利用困難な市民のために土日の相談日も実施している。地域と連携した啓発事業や、「悩みを抱える人材の育成を目的に、こどものサポートセンターの育成講座を実施している。	【保健課】1歳6か月児健診のフォロー教室は、10回開催され73名が参加しました。発達の早い等の早期発見のため、子どもたちにあわせ、相談・支援を行っている。「こどもの健育相談」を市民健康センターで開設、平日利用困難な市民のために土日の相談日も実施している。地域と連携した啓発事業や、「悩みを抱える人材の育成を目的に、こどものサポートセンターの育成講座を実施している。	
	また、重症心身障がい児（者）について、庄内地域において入院療養に対応可能な医療機関がないことから、山形市、米沢市や県外の病院で療養治療を行っており、本人及び家族の負担が大きくなっています。	○重症心身障がい児（者）支援体制の充実	【福祉企画課】県では、常時医療的ケアを要する重症心身障がい児（者）に新たな医療機関を整備しました。庄内地域における重症心身障がい児（者）が、入院療養病床の確保に向けて、今後も連携に働きかけています。	【障がい福祉係】手をつなぐ育成会等の意見を聞きながら、「総合看護センター庄内支所等の機能の充実」について、県健康福祉部等機関に働きかけていく。	【障がい福祉係】手をつなぐ育成会等の意見を聞きながら、「総合看護センター庄内支所等の機能の充実」について、県健康福祉部等機関に働きかけていく。	
	重症心身障がい児（者）については、庄内地域において入院療養に対応可能な医療機関がないことから、山形市、米沢市や県外の病院で療養治療を行っており、本人及び家族の負担が大きくなっています。	○高次脳機能障がい者支援の推進	【福祉企画課】高次脳機能障がい者の相談に対して、高次脳機能障がい者支援センターの紹介を行なうなど飼育の活用を図りました。平成2年から飼育の活用を図りました。平成2年以内に、高次脳機能障がい者支援センター（庄内）が設置されている。	【障がい福祉係】高次脳機能障がい者支援センターの紹介を行なうなど飼育の活用を図りました。平成2年から飼育の活用を図りました。平成2年以内に、高次脳機能障がい者支援センター（庄内）が設置されている。	【障がい福祉係】高次脳機能障がい者支援センターの紹介を行なうなど飼育の活用を図りました。平成2年から飼育の活用を図りました。平成2年以内に、高次脳機能障がい者支援センター（庄内）が設置されている。	
	高次脳機能障がい者は、脳卒中や頭部外傷などの脳損傷により、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいにより日常生活や社会生活への適応に困難を伴う障がいです。これらとの症状は、一見しただけではわからにくいため、本人や家族、医療関係者等の間でもなかなか理解され難いことがあります。	○難病患者支援の円滑な実施	【福祉企画課】平成25年4月の障害者総合支援法の施行に伴い、障がい者の範囲に追加され、障がいサービスの利用対象となり、平成27年1月の難病の患者に対する医療費等に関する法律に基づく公平かつ安定した制度として確立されました。難病患者は数が少なく、その多様性のために他者からも理 解が得にくあります。	【障がい福祉係】障害者には身体障害者手帳を所持している方と所持していない方がいるが、手帳を所持している方は、これまで同様に日常生活用品等を利用することができます。これままで同様に日常生活用品等を利用することができます。	【障がい福祉係】平成25年4月の障害者総合支援法の施行に伴い、障がい者の範囲に追加され、障がいサービスの利用対象となり、平成27年1月の難病の患者に対する医療費等に関する法律に基づく公平かつ安定した制度として確立されました。難病患者は数が少なく、その多様性のために他者からも理 解が得にくあります。	

基本目標	重点目標	現状と課題（計画策定期）	主要な施策（計画策定期）	進捗状況（具体的実施内容）	課題及び今後の方針性
医療技術の進歩等を背景に、N I C U 「新生児見集め」等による長期間入院した後、引き続き人間工呼吸器や胃ろう等が日常的な児（医療的ケア児）が全国的に増加しております。在宅で支えられており、家族の孤立や疲弊も指摘されています。	○医療ケア児見集め 地域において包括的な支援サービスを受けるよう、保健・医療・福祉等の関係機関における連携によるケア児の支援を行います。	【発達支援係】 医療的ケア児と家族の支え、保健・医療・福利厚生等の関係機関による連携する課題と対応策の検討会は1回実施している。 令和5年2月に医療的ケア児の受け入れが可能となる放課後等デイサービス（以下、放デイ）金和4年8月開催の放課後等デイサービス新規認定セミナーの開催を機に、参加者の事業所の開設に警がったケースが見られた。具体的に、令和5年4月に看護師在中の放デイ1事業所が開設し、同7月にも主に重症心身障がい児を支援する放デイ事業所が開設する見込みである。	【発達支援係】 医療的ケア児と家族の支え、保健・医療・福利厚生等の関係機関による連携する課題と対応策の検討会は1回実施している。 令和5年2月に医療的ケア児の受け入れが可能となる放課後等デイサービス（以下、放デイ）金和4年8月開催の放課後等デイサービス新規認定セミナーの開催を機に、参加者の事業所の開設に警がったケースが見られた。具体的に、令和5年4月に看護師在中の放デイ1事業所が開設し、同7月にも主に重症心身障がい児を支援する放デイ事業所が開設する見込みである。	【発達支援係】 医療的ケア児と家族の支え、保健・医療・福利厚生等の関係機関による連携する課題と対応策の検討会は1回実施している。	○医療的ケア児やその家族が必要とする支援や情報共有を目的として、医療・保健・教育・福児の把握に努める。 ○医療的ケア児が被災した際に関係機関との連携により遠隔に避難し、適切な支援を受けることを目的として、医療的ケア児とその家族や保健・医療・教育・福祉等関係機関と連携のため、医療的ケア児災害時個別避難計画作成に向かって取り組みを行う。
(5) 障がい福祉サービスの充実	サービスの拡充	障がい福祉サービスについて、地域で安心して生活できるように、自宅での暮らしを支援するための居宅介護、共同生活援助、同行援助などのサービスを提供し、安心した在宅での生活を支える。生活介護や就労継続支援などを提供していきます。生活介護の充実を図り、自立した生活を支援します。生活介護の充実を図り、自立した生活を支援します。生活介護や就労継続支援などを提供していきます。生活介護の充実を図り、自立した生活を支援します。	○障がい福祉サービス等の充実 居宅介護、同行援助、共同生活援助、就労継続支援などを提供し、安心した在宅での活動を支援する。生活介護や就労継続支援などを提供していきます。生活介護の充実を図り、自立した生活を支援します。	【障がい福祉係】 現在押送相談事業所は市内9事業所となりました。市内には現在23カ所のグループホームがあります。定員合計171名など多様な施設があります。市としても見調査が行われた事例では、地域住民との理解が得られましたが、地域の支援組織については、令和4年12月に地域生活支援部会、また北町、三川町、三川町と協議し、1市2町の連携していく。 地域生活支援事業 (R 5. 3. 31現在) ○意思疎通支援事業 ・手話奉仕員養成講座 延べ回数 86回 受講者30名中、10名修了 ○日常生活用具給付等事業 申請件数2,901件 (内)ストマ用器具2,830件 ○移動支援事業 ・車両移動型委託分 880回 ・障がい児童所支援型 9回 ・個別支援型 利用者2名	【障がい福祉係】 計画に沿って、地域の需要と供給のバランスがとれたサービスを実現するよう、事業所と連携する。共同生活援助のため、今後も整備促進してもらうことを要望がある。(グループホーム)は地域住民との連携を行を進めらるよう、市としても普段の広報活動も含めサービスで、今後も整備促進してもらうことを要望がある。また、地域生活支援事業として取り組んでいます。各職業においては、一定の成果を上げてきています。新たな事業の取り組みや既存事業については充実している。二組みや既存事業については充実してはいるが、引き続き実施していく必要がある。

基本目標	重点目標	現状と課題（計画策定期）	主要な施策（計画策定期）	進捗状況（具体的実施内容）		課題及び今後の方向性
				担当課	実施内容	
		<p>障がい児支援においては、児童労達支援センター「はまなし学園」の他に、民間のサービスなどを実施しています。</p> <p>地域生活支援事業として、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流を図る「地域活動支援センター事業」、障がい者の外出や生活への移行支援等に学校等から日常生活支援する「移動支援事業」、日常生活支援事業の充実による「日常生活支援事業」、「地域活動支援センター事業」として取り組んでいます。</p> <p>他にも、在宅福祉サービスとして、「補装具費の支給」、「障がい者ほほとくし券」などの事業を行っています。本市では少子高齢化が急速に進んでいる中、同様に障がい者の高齢化も進展している現在、65歳を迎えた障がい者は、介護保険優先の原則のため、障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行を考える必要があります。</p> <p>支援の内容や判定基準、給付の内容が異なること、支援の継続性が異なること、より多くの資源を運搬して対応する必要があります。また、高齢障がい者の受け入れは全国的な課題であり、量的充実も求められています。</p>	<p>○地域生活支援センター事業 2団体 みばは、酒田市障がい者福祉社会 ○日中一時支援事業所 (1箇所) ・障がい者スポーツ大会 R4.6.26実施 ・46人参加 ・点字広報等発行 ・訪問入浴サービス扶助費 ・訪問入浴サービス扶助費 (児・者) ・障がい者利用者 29名 ・障がい者利用者 30名 ・自動車運転免許・改造扶助費等 ・免許なし学園実績 (R4.3～R5.2) ・児童発達支援 ・同 同 ・保育所等訪問 延べ人数 355名 ・まつのみ教室 125日 ・同 同 ・日中一時支援事業 121日 ・同 利用延べ日数 208日 ・同</p> <p>○児童労達支援・放課後等ディサービス事業所実績 ・利用実数 146名 ・利用延べ回数 22,095回</p>	<p>○「放課後等ディサービス新規開設セミナー」の開催を機に、セミナー参加者等の中から、日中一時支援事業所 (1箇所) が新たに設立（令和5年8月現在）され、通所先確保の課題解決に繋がったところである。</p> <p>○新規開設事業所のうち一つは、重度心身障がい児の支援を中心とした放課後等ディサービス事業所であり、医療的ケア児の通所先の確保にも繋がっている。</p> <p>○放課後等ディサービス酒田市はまなし学園や相談支援センター連携など連携しながら、地域の障がい児の支援サービスのあり方、適切な運営や支援の質の確保に努めいく必要がある。</p>		
		<p>障がい児支援においては、児童労達支援センター「はまなし学園」の他に、民間のサービスなどを実施しています。</p> <p>地域生活支援事業として、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流を図る「地域活動支援センター事業」、障がい者の外出や生活への移行支援等に学校等から日常生活支援する「移動支援事業」、日常生活支援事業の充実による「日常生活支援事業」、「地域活動支援センター事業」として取り組んでいます。</p> <p>他にも、在宅福祉サービスとして、「補装具費の支給」、「障がい者ほほとくし券」などの事業を行っています。本市では少子高齢化が急速に進んでいる中、同様に障がい者の高齢化も進展している現在、65歳を迎えた障がい者は、介護保険優先の原則のため、障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行を考える必要があります。</p> <p>支援の内容や判定基準、給付の内容が異なること、支援の継続性が異なること、より多くの資源を運搬して対応する必要があります。また、高齢障がい者の受け入れは全国的な課題であり、量的充実も求められています。</p>	<p>○地域生活支援センター事業 2団体 みばは、酒田市障がい者福祉社会 ○日中一時支援事業所 (1箇所) ・障がい者スポーツ大会 R4.6.26実施 ・46人参加 ・点字広報等発行 ・訪問入浴サービス扶助費 ・訪問入浴サービス扶助費 (児・者) ・障がい者利用者 29名 ・障がい者利用者 30名 ・自動車運転免許・改造扶助費等 ・免許なし学園実績 (R4.3～R5.2) ・児童発達支援 ・同 同 ・保育所等訪問 延べ人数 355名 ・まつのみ教室 125日 ・同 同 ・日中一時支援事業 121日 ・同 利用延べ日数 208日 ・同</p> <p>○児童労達支援・放課後等ディサービス事業所実績 ・利用実数 146名 ・利用延べ回数 22,095回</p>	<p>【高齢者支援課】 令和4年度は、市介護支援専門員新任者研修会を行った。地域包括支援センターにおける高齢障がい者への支援をはじめ相談、権利擁護事業及び支援困難事例等では、個別ケア会議等で介護支援専門員へのサポートを行った。</p>		

基本目標	重点目標	現状と課題（計画策定期）	主要な施策（計画策定期）	進捗状況（具体的な実施内容）		課題及び今後の方針性
				担当課	こども未来課 健康課	
2 自立や社会参加の推進	(1) 教育、療育の充実	障がい児がいきいきと成長するために、発達支援の段階に応じた教育(保育・療育)を実施し、一人ひとりの障がいの特徴に応じた支援を行います。また、本年度よりは、乳幼児の早期発達支援体制の構築を進めています。本市においては、発達支援室にて発達に課題のある子どもを育てる親や家族への支援も大切です。	○就学前からの支援の充実 保育園事業を継続します。また、園関係員の資質向上に努め、子ども支援者として、園内体制の整備を進めます。園内体制の将来の自立に向け、保護者が子どもたちの障がいを最も身近に感じるところに、アーティストによる「アート・トランク」を開催し、保護者支援を行います。	【就学前からの支援の充実】 障がい児がいきいきと成長するために、発達支援の段階に応じた教育(保育・療育)を実施し、一人ひとりの障がいの特徴に応じた支援を行います。また、本年度よりは、乳幼児の早期発達支援体制の構築を進めています。本市においては、発達支援室にて発達に課題のある子どもを育てる親や家族への支援も大切です。	【就学前からの支援の充実】 保育園事業を継続します。また、園内体制の将来の自立に向け、保護者が子どもたちの障がいを最も身近に感じるところに、アーティストによる「アート・トランク」を開催し、保護者支援を行います。	【こども未来課】 （はまなしだ子育て） （はまなしだ子育て）
		障がい児がいきいきと成長するためには、早期発見、早期発育をはじめ、発達支援の段階に応じた教育(保育・療育)を実施し、一人ひとりの障がいの特徴に応じた支援を行います。また、本年度よりは、乳幼児の早期発達支援体制の構築を進めています。本市においては、発達支援室にて発達に課題のある子どもを育てる親や家族への支援も大切です。	○就学中の支援の充実 保育園事業を継続します。また、園内体制の将来の自立に向け、保護者が子どもたちの障がいを最も身近に感じるところに、アーティストによる「アート・トランク」を開催し、保護者支援を行います。	【就学中の支援の充実】 障がい児がいきいきと成長するためには、早期発見、早期発育をはじめ、発達支援の段階に応じた教育(保育・療育)を実施し、一人ひとりの障がいの特徴に応じた支援を行います。また、本年度よりは、乳幼児の早期発達支援体制の構築を進めています。本市においては、発達支援室にて発達に課題のある子どもを育てる親や家族への支援も大切です。	【就学中の支援の充実】 保育園事業を継続します。また、園内体制の将来の自立に向け、保護者が子どもたちの障がいを最も身近に感じるところに、アーティストによる「アート・トランク」を開催し、保護者支援を行います。	【こども未来課】 （はまなしだ子育て） （はまなしだ子育て）

基本目標	重点目標	現状と課題(計画策定期)	主要な施策(計画策定期)	課題及び今後の方向性	
				進捗状況(具体的実施内容)	【学校教育課】
就学児については、該当児童の在籍する小学校に特別支援教育の充実を図り、教員の専門的研修を通じて、児童の個別化された支援を実現することをねらいます。	○特別支援教育の充実	就学児については、該当児童の在籍する小学校に特別支援教育が行なわれています。スクールカウンセラーや教育相談員、特別支援教育巡回相談課題をかかえ、特別な内容が多岐にわたり、児童・生徒への対応など、相談機関と連携し、対応にあたっています。	●特別支援教育の充実による相談体制の一層の充実を図ります。通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒について、集団の中へ適切な支援を行つて、一人ひとりの実態に応じ、個別の指導計画や個別の教育支援を実現します。必要に応じ、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成したり、支援を充実させていきます。庄内地域における各障がいに応じた教育機関の充実について、今後も山形県に働きかけています。	【学校教育課】 特別支援コーディネーター担当会を年3回開催し、コーディネーター等の組み方等について研修を行った。特に特別支援学級担当者の役割や特別支援学級の教育課程の組み方等について情報交換などを行なった。特例指導担当者会で、実践的な実践例から指導方法について学んだり、特別支援教育の社会的実施と、ある児童生徒の手立て等について研修した。	【学校教育課】 児童生徒一人一人の実態とニーズに応じた支援が行き届いていく。要する児童生徒による特別な配慮行動、特に家庭内問題等による不登校、教員問題行動に対するケースが増加している。学校に対しても、各関係機関が各事務が各校に対応したり、主事が助言支援とともに求められるがこれまで以上に求められている。
就学児については、該当児童の在籍する小学校に特別支援指導教員等においても特別支援教育が行なわれています。	○特別支援指導教員等による相談体制の充実	就学児については、該当児童の在籍する小学校に特別支援指導教員等においても特別支援教育が行なわれています。	●特別支援指導教員等による相談体制の充実による相談員による相談体制の一層の充実を図ります。通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒について、集団の中へ適切な支援を行つて、一人ひとりの実態に応じ、個別の指導計画や個別の教育支援を実現します。必要に応じ、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成したり、支援を充実させていきます。庄内地域における各障がいに応じた教育機関の充実について、今後も山形県に働きかけています。	【学校教育課】 特別支援指導教員等による相談体制の充実による相談員による相談体制の一層の充実を図ります。通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒について、集団の中へ適切な支援を行つて、一人ひとりの実態に応じ、個別の指導計画や個別の教育支援を実現します。必要に応じ、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成したり、支援を充実させていきます。庄内地域における各障がいに応じた教育機関の充実について、今後も山形県に働きかけています。	【学校教育課】 児童生徒一人一人の実態とニーズに応じた支援が行き届いていく。要する児童生徒による特別な配慮行動、特に家庭内問題等による不登校、教員問題行動に対するケースが増加している。学校に対しても、各関係機関が各事務が各校に対応したり、主事が助言支援とともに求められるがこれまで以上に求められている。
就学児については、該当児童の在籍する小学校に特別支援指導教員等においても特別支援教育が行なわれています。	○特別支援指導教員等による相談体制の充実	就学児については、該当児童の在籍する小学校に特別支援指導教員等においても特別支援教育が行なわれています。	●特別支援指導教員等による相談体制の充実による相談員による相談体制の一層の充実を図ります。通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒について、集団の中へ適切な支援を行つて、一人ひとりの実態に応じ、個別の指導計画や個別の教育支援を実現します。必要に応じ、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成したり、支援を充実させていきます。庄内地域における各障がいに応じた教育機関の充実について、今後も山形県に働きかけています。	【学校教育課】 特別支援指導教員等による相談体制の充実による相談員による相談体制の一層の充実を図ります。通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒について、集団の中へ適切な支援を行つて、一人ひとりの実態に応じ、個別の指導計画や個別の教育支援を実現します。必要に応じ、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成したり、支援を充実させていきます。庄内地域における各障がいに応じた教育機関の充実について、今後も山形県に働きかけています。	【学校教育課】 児童生徒一人一人の実態とニーズに応じた支援が行き届いていく。要する児童生徒による特別な配慮行動、特に家庭内問題等による不登校、教員問題行動に対するケースが増加している。学校に対しても、各関係機関が各事務が各校に対応したり、主事が助言支援とともに求められるがこれまで以上に求められている。
就学児については、該当児童の在籍する小学校に特別支援指導教員等においても特別支援教育が行なわれています。	○特別支援指導教員等による相談体制の充実	就学児については、該当児童の在籍する小学校に特別支援指導教員等においても特別支援教育が行なわれています。	●特別支援指導教員等による相談体制の充実による相談員による相談体制の一層の充実を図ります。通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒について、集団の中へ適切な支援を行つて、一人ひとりの実態に応じ、個別の指導計画や個別の教育支援を実現します。必要に応じ、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成したり、支援を充実させていきます。庄内地域における各障がいに応じた教育機関の充実について、今後も山形県に働きかけています。	【学校教育課】 特別支援指導教員等による相談体制の充実による相談員による相談体制の一層の充実を図ります。通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒について、集団の中へ適切な支援を行つて、一人ひとりの実態に応じ、個別の指導計画や個別の教育支援を実現します。必要に応じ、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成したり、支援を充実させていきます。庄内地域における各障がいに応じた教育機関の充実について、今後も山形県に働きかけています。	【学校教育課】 児童生徒一人一人の実態とニーズに応じた支援が行き届いていく。要する児童生徒による特別な配慮行動、特に家庭内問題等による不登校、教員問題行動に対するケースが増加している。学校に対しても、各関係機関が各事務が各校に対応したり、主事が助言支援とともに求められるがこれまで以上に求められている。

基本目標	重点目標	現状と課題（計画策定期）	主要な施策（計画策定期）	進捗状況（具体的な実施内容）	課題及び今後の方向性
	○生涯から学齢期、就労期に、それぞれの活動	○生涯を通じた支援の充実	【発達支援係】 生涯を通じた一貫した情報連携と支援体制の充実など、センター的機能をもつこと、子ども未来支援センターと連携し、一生生涯にわたって切れ目のない支援の充実を図ります。	【発達支援係】 全ての年代は相談件数の増加によるタイアップが、係單独ではなく複数の施設も包括し発足し、5年後には困難な状況に対応する体制を確立し、すべての年代の方に専門的に対応できる体制を構築している。	【発達支援係】 金で、相談件数の増加によるタイアップが、係單独ではなく複数の施設も包括し発足し、5年後には困難な状況に対応する体制を確立し、すべての年代の方に専門的に対応できる体制を構築している。
	(2) 就労の促進	○障がい者の雇用促進	【商工港湾課】 庄内地域障がい者就労活動活性化協議会等によるハローワーク、「障害者雇用促進法」により、事業主は「障がい者雇用促進法」というように、法定雇用率に相当する障がい者雇用を実行しなければならないことがあります。 平成30年4月からは、法定雇用率が引き上げられ、法定雇用率に相当する常用労働者4.5人以上規格の民間企業は、法定雇用率2.2%となり、令和3年3月1日から法定雇用率がさらに0.1%引き上げとなります。 その達成に向けては、「ハローワークや山形障害者職業センターなどでは、「特定求職事業（※）」などの各種助成制度を実施しています。	【商工港湾課】 9月の「私の街さかた（9月1日号）」へ市広報記事掲載する下記の事業的自立を促進する下記の事業等を周知しました。 ①特定求職者雇用助成金 ②トライアル雇用助成金 ③職場復帰支援助成金 ④ジョブコーチ支援	【商工港湾課】 経済の状況が厳しいこともあり障がい者が雇用についてはその影響を受けています。引き続き業界の機関連携、開拓、地域自立支援協議会の運営を通じて、地域の在り方を検討する必要がある。

基本目標	重点目標	現状と課題（計画策定時）	主要な施策（計画策定時）	担当課	課題及び今後の方針性	
					【商工港湾課】	【商工港湾課】
		酒田管内の障がい者雇用率は2.31%（令和元年6月1日現在）と、全国の2.11%、山形県の2.09%を上回っており、達成企業の割合も60.80%（76社／125社中）となっています。障がい者に対する雇用は依然として厳しい状況にあることから、就労への理解を深めることで、雇用の拡大を図っていく必要があります。	○雇用への理解促進 障がい者雇用につきての事業主の理解を深め雇用につなげるため、法定雇用率や各種助成制度についての周知を図ります。 平成28年に開催されたアビリンピック山形大会のレガシーを引き継ぎ、障がい者の職業能力に対する理解を進め、雇用の促進を図ります。	商工港湾課 商工港湾課 福祉企画課	【商工港湾課】 9月の障がい者雇用支援月間にあわせ、「私の街を歩いて」（9月1日号）へ市広報記事を掲載して、「障がい者雇用促進法」の内容及び管内への障がい者雇用率を紹介し、また、障がい者の雇用について啓発した。 ①特定求職者雇用開業助成金 ②トライアル雇用助成金 ③職場復帰支援助成金 ④ジョブコア支援	【商工港湾課】 引き続き、市広報への記事掲載等を実施するなど、障がい者の職業能力に対する理解が深まるよう努めいく。
		酒田管内の障がい者雇用率は2.31%（令和元年6月1日現在）と、全国の2.11%、山形県の2.09%を上回っており、達成企業の割合も60.80%（76社／125社中）となっています。障がい者に対する雇用は依然として厳しい状況にあることから、就労への理解を深めることで、雇用の拡大を図っていく必要があります。	○雇用への理解促進 障がい者雇用につきての事業主の理解を深め雇用につなげるため、法定雇用率や各種助成制度についての周知を図ります。 平成28年に開催されたアビリンピック山形大会のレガシーを引き継ぎ、障がい者の職業能力に対する理解を進め、雇用の促進を図ります。	商工港湾課 商工港湾課 福祉企画課	【障がい福祉係】 障がい者の状況によつては一般就労が困難な場合も多いため、障害者総合支援法の福祉的就労の様の推進する。 また、賃金向上や障がい者の就労への理解を深めることなどを目的に「障がい者バザー」を開催する。 【障がい福祉係】 障がい者の雇用は依然として厳しい状況にあります。障がい者に対する雇用は依然として厳しい状況にあります。障がい者に対する雇用は依然として厳しい状況にあります。障がい者に対する雇用は依然として厳しい状況にあります。障がい者に対する雇用は依然として厳しい状況にあります。	【障がい福祉係】 障がい者の雇用・就労への理解を促進する。また、就労定着支援を用いて、一般就労へ移行した方へのサポートをする。
		一方、障がいの状況によつては一般就労が困難な場合も多いため、就労移行支援事業会等による関係機関等のネットワークを活用し、一般就労に結ぶよう事業所に研修など、就労支援員の資質向上に努めます。しかししながら、就労移行支援の実績について地域間・事業所間に大きな差が生じています。また、工賃において、「障がい者バザー」等に取り組んでいます。そこで、工賃を2年程度目標工賃13,900円（平成30年度実績）と定めに就労継続支援「非雇用型（B型）」事業に取り組んでいます。「山形県工賃向上計画」に対し、本市は月額8,330円（平成30年度実績）となっていますが、まだ、十分な水準とはなっていません。 障がい者の生活保障としては障害者手当や障害手当、重度障がい者については特別障害者手当や障害児童扶養手当が支給されていますが、所得確保に向けさらには別途支給など関係機関との連携が必要です。	○福祉的就労への支援 庄内地域障がい者就労活動活性化協議会等による関係機関等のネットワークを活用し、一般就労に結ぶよう事業所に研修など、就労支援員の資質向上に努めます。しかししながら、就労移行支援の実績について地域間・事業所間に大きな差が生じています。また、工賃において、「障がい者バザー」等に取り組んでいます。そこで、工賃を2年程度目標工賃13,900円（平成30年度実績）と定めに就労継続支援「非雇用型（B型）」事業に取り組んでいます。「山形県工賃向上計画」に対し、本市は月額8,330円（平成30年度実績）となっていますが、まだ、十分な水準とはなっていません。 障がい者の生活保障としては障害者手当や障害手当、重度障がい者については特別障害者手当や障害児童扶養手当が支給されていますが、所得確保に向けさらには別途支給など関係機関との連携が必要です。	福祉企画課	【障がい福祉係】 市内には、福井県が全国最下位である。県内でも庄内地区が最も低い状況にある。県内庄内障害者就労・生活支援センター（かわでる）と連携し、農福連携などに取り組んでいます。また、商品PRイベントとして、令和4年度、市役所内の「障がい者バザー」を4回開催しました。市庁舎1階フリースペースに障がい者支援カフェ「えーる」を開設し、障がい者の就労支援に取り組んでいます。	【障がい福祉係】 市内には、福井県が全国最下位である。県内でも庄内地区が最も低い状況にある。県内庄内障害者就労・生活支援センター（かわでる）では、一般就労のための実習などを取り組んでいます。また、商品PRイベントとして、令和4年度、市役所内の「障がい者バザー」を4回開催しました。市庁舎1階フリースペースに障がい者支援カフェ「えーる」を開設し、障がい者の就労支援に取り組んでいます。

基本目標	重点目標	現状と課題（計画策定期）	主要な施策（計画策定期）	課題及び今後の方針性	
				担当課	進捗状況（具体的実施内容）
(3) スポーツ・レクリエーションの振興	スポーツ・レクリエーション及び文化、芸術活動	スポーツ・レクリエーションは、障がい者の生きがいと生活を豊かにし、また、機能訓練や社会参加意欲にもつながる重要なものであります。また、文化、芸術活動の振興	○スポーツ・大会、レクリエーションの振興 「障がい者の生きがいと生活を豊かにして、継続して実施していくこと」等について、継続してシックス等について支援します。 東京2020オリンピック競技大会に応じて、気候に沿ったスボーツ・大会を実施するため、障がい者のスポーツ・大会を実施することができるよう、関係機関と連携していきます。 東京2020オリンピック競技大会開催と並んで、市内に開催される各種の文化、芸術活動を振興するため、障がい者の文化、芸術活動を奨励しながら、障がい者のスポーツ・大会と連携しながら、障がい者スポーツ大会を開催します。	スポーツ振興課 文化政策課 福祉企画課	【スポーツ振興課】 ○令和4年度に開催した第5回ニュースポーツ大会（主催：酒田市スポーツ推進委員会）では、「障がい者の生きがいと生活を豊かにして実施していくこと」等について、継続してシックス等について支援します。 東京2020オリンピック競技大会に応じて、気候に沿ったスボーツ・大会を実施するため、障がい者のスポーツ・大会を実施することができるよう、関係機関と連携していきます。 東京2020オリンピック競技大会開催と並んで、市内に開催される各種の文化、芸術活動を振興するため、障がい者の文化、芸術活動を奨励しながら、障がい者のスポーツ大会を開催します。
		は、障がい者の生きがいと生活を豊かにし、また、機能訓練や社会参加意欲にもつながる重要なものであります。また、文化、芸術活動の振興	○スポーツ・大会、レクリエーションの振興 「障がい者の生きがいと生活を豊かにして、継続して実施していくこと」等について、継続してシックス等について支援します。 東京2020オリンピック競技大会に応じて、気候に沿ったスボーツ・大会を実施するため、障がい者のスポーツ・大会を実施することができるよう、関係機関と連携していきます。 東京2020オリンピック競技大会開催と並んで、市内に開催される各種の文化、芸術活動を振興するため、障がい者の文化、芸術活動を奨励しながら、障がい者のスポーツ大会を開催します。	スポーツ振興課 文化政策課 福祉企画課	【スポーツ振興課】 ○令和4年度に開催した第5回ニュースポーツ大会（主催：酒田市スポーツ推進委員会）では、「障がい者の生きがいと生活を豊かにして実施していくこと」等について、継続してシックス等について支援します。 東京2020オリンピック競技大会に応じて、気候に沿ったスボーツ・大会を実施するため、障がい者のスポーツ・大会を実施することができるよう、関係機関と連携していきます。 東京2020オリンピック競技大会開催と並んで、市内に開催される各種の文化、芸術活動を振興するため、障がい者の文化、芸術活動を奨励しながら、障がい者のスポーツ大会を開催します。

基本目標	重点目標	現状と課題（計画策定期）	主要な施策（計画策定期）	担当課	進捗状況（具体的な実施内容）	課題及び今後の方針性
						【建築課】
3 安全で安心して生活できるまちづくり	(1) パリアフリー、ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	障がい者、高齢者をはじめとして、女性や児童、外国人等に対することが安全で安心して生活のため、まちづくりをすることを除くなどパリアフリー（ユニバーサルデザイン）によるまちづくりを推進する（すべての人にやさしい「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（パリアフリー新法）に基づき、「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」に基づき、パリアフリーアクセス環境整備へ努めます）。	○福祉のまちづくりの推進	建築課	市ホームページにおいて、「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」に基づき、「山形県みんなにやさしいまちづくり環境整備へ努めるようユニーク・サルデザインの推進について周知に努めます。	【建築課】 「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」に基づき、「山形県みんなにやさしいまちづくり環境整備へ努めるようユニーク・サルデザインの推進について周知に努めます。
		本市の各公共施設においても、これに適合させて既存建物の段差解消、施設入口のスロープ設置等がいわゆるバリアフリーを推進するため、車椅子用駐車スペースなどの整備が進められており、新しく公設公團の考え方方に立って整備をしています。	○公共施設のパリアフリー	建築課 土木課 整備課	金和4年度建築課受託工事における既存施設のパリアフリーリアセス化として以下の整備を行った。 ・第六中学校 多目的トイレの整備及び屋外スロープの設置 ・大沢コミセン 多目的トイレの整備	既存の施設のパリアフリーリアセス化として、玄関の段差解消や自動ドアの設置、障がい者用トイレの新設などを、施設ごとのニーズに合わせた整備を努力していきます。
		本市の各公共施設においても、これに適合させて既存建物の段差解消、施設入口のスロープ設置等がいわゆるバリアフリーを推進するため、車椅子用駐車スペースなどの整備が進められており、新しく公設公團の考え方方に立って整備をしています。	○道路や公園の改修に合わせて、歩行空間のパリアフリー化を促進し、歩道と車道との段差について段差の解消を図っています。	【整備課】	既存の歩道の多くは、歩行者等の安全性を確保するため、車道より一段高く整備されており、その全てを改修することは、多くの費用を要する困難な状況である。今後も、道路改修に合わせ、歩道と車道の段差解消は、今後も施設の大規模な公園においては、多目的トイレの設置やトイレの設置を行なう。	既存の歩道の多くは、歩行者等の安全性を確保するため、車道より一段高く整備されており、その全てを改修することは、多くの費用を要する困難な状況である。今後も、道路改修に合わせ、歩道と車道の段差解消は、今後も施設の大規模な公園においては、多目的トイレの設置やトイレの設置を行なう。
		不特定多数が利用する民間の建築物についても、パリアフリー化が進んでもり、一般の住宅への改修工事への助成制度を実施しています。	○民間建築物のパリアフリー、不特定多数が利用する民間建築物についても、パリアフリー化が進んでもり、一般の住宅への改修工事への助成制度を実施しています。	建築課	不特定多数が利用する民間建築物は、新規建築する場合に基準への適合が義務付けられている。住宅付加費は、一般住宅のパリアフリー工事に対して助成を行っている。	不特定多数が利用する民間建築物は、新規建築する場合に基準への適合が義務付けられている。住宅付加費は、一般住宅のパリアフリー工事に対して助成を行っている。

基本目標	重点目標	現状と課題（計画策定期）	主要な施策（計画策定期）	進捗状況（具体的実施内容）	課題及び今後の方針性
		<p>移動面においては、公共交通機関としての「るんるんバス」は、車いすに対応した車両を導入しておる。民間でも同様のバスが導入されています。利用や地域生活支援事業で外出時の移動支援などを推行していく必要があります。</p>	<p>○移動、交通手段のバリアフリー 「るんるんバス」車両においては、更新に合わせ、車いすに対応した低床バスの導入を継続します。 また、酒田市障がい者福祉社会によるリフト付きバスを引き続き運行し、各種教室、医療機関や障がい者団体の研修会等への移動支援を継続します。</p>	<p>【都市デザイン課】 るんるんバス車両においては、市街地を運行する毎日運行の路線において、車いすに対応した低床バスを導入している。 令和4年度、車いす対応の低床バスを新規に1台取得した。</p>	<p>【都市デザイン課】 車いすに対する低床バスへの更新を基本とする。また、バス路線網の中には使用できる車両に制限がある道路が含まれるため、更新時の運行状況などに応じて判断する。 運行する車両については、修繕や点検などの状況により、止むを得ず他の車両を使用する場合がある。</p>
		<p>「るんるんバス」車両においては、更新に合わせ、車いすに対応した低床バスの導入を継続します。 また、酒田市障がい者福祉社会によるリフト付きバスを引き続き運行し、各種教室、医療機関や障がい者団体の研修会等への移動支援を継続します。</p>	<p>○移動手段のバリアフリー 「るんるんバス」車両においては、更新に合わせ、車いすに対応した低床バスの導入を継続します。 また、酒田市障がい者福祉社会によるリフト付きバスを引き続き運行し、各種教室、医療機関や障がい者団体の研修会等への移動支援を継続します。</p>	<p>【障がい福祉係】 屋外での移動が困難な障がい者、または障がい児に対する外出のため以下のようないきな支援を行っている。 ○移動支援事業 ・車両移送型委託分 589回 ・個別支援型 利用者2名 ・障がい児通所支援車両移送型給付分 70回</p>	<p>【障がい福祉係】 【障がい福祉係】 車いすでの移動が困難な障がい者、または障がい児に対する外出のため以下のようないきな支援を行っている。 ○移動支援事業 ・車両移送型委託分 589回 ・個別支援型 利用者2名 ・障がい児通所支援車両移送型給付分 70回</p>
		<p>また、本市は令和3年に延期された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるニューシャランドドライアントークンとして登録されるとともに、「心のバリアフリー」などの共生社会の実現に向けた取り組みを実施する自治体「共生社会ホストタウン」に登録され、大会以降もその実現を目指しています。</p>	<p>○パリアフリー情報の共有 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、「心のバリアフリー」を含むた一般社団法人・ウイーログ（東京）がリースするバリアフリー・マップアプリ「Wheelog」を活用したバリアフリー情報を制作など、バリアフリー化の実現に向けて取り組みを進めています。</p>	<p>【交流観光課】 NZから学ぶ共生社会講座「公益大生に聴く！ニュージーランドから学ぶ共生社会」を開催した。この先進国であるNZから共生社会について学ぶ市民向け講座で、東北公益文科大学の武田教授の講義や、学生の研究成果発表を行い、理解を深めてももらった。</p>	<p>【交流観光課】 ホストタウン推進協議会は3年度で解散したが、関係課と連携しながら、レガシーとして引き続き下記の事業に取り組んでいく。 (1) ニュージーランドから学ぶ共生社会の実現 ①バリアフリー観光 ③バスボーット共生社会</p>

基本目標	重点目標	現状と課題（計画策定時）	主要な施策（計画策定期）	進捗状況（具体的実施内容）	課題及び今後の方針性
(2) ボランティア活動の促進	障がいのある人もない人もと共に生活動できる社会を実現するため、家族やサークル活動など地域社会のあり方方が重要です。	本市は、「公益発祥の地」として、古くから他を思いやる心が育まれており、ボランティア・公益活動センター（社会福祉協議会に運営委託）や、ボランティア連絡協議会などで、ボランティア活動を促進し、ボランティア活動等を通じ、地域でも、様々なボランティア活動がみられます。また、地域でも、派遣要員が多くなっており、手話奉仕員養成を目的とした手話教室を実施しています。市障がい者スポーツ大会ではボランティア連絡協議会加盟団体等であります。さらに、社会福祉協議会では、自治会長、民生・児童委員、見守りネットワーク等を推進する「新・草の根事業」としてのボランティア活動が行われています。	○ボランティア活動の促進 地域でのボランティア活動を促進するため、市の委託により社会福祉協議会「ボランティン機能の一層の充実や、ボランティア団体等との連携を強化する啓発や、情報提供・電子メール、ポラボートなどで随時発信等の活動を実施します。また、社会福祉協議会における「新・草の根事業」を推進します。 障がい種別により支援にも特徴があるため、手話、要約筆記、点字、音訳など、障がい種別に応じたボランティアの派遣やその指導者の育成を図ります。	まちづくり推進課 まちづくり推進課 福祉企画課 登録団体／140団体 セントナー利用者数／3,235人 情報提供／市広報、ボラボートさかたHP、電子メール、ポラボートさかた通信、SNS、交流ひろば掲示版などで随時発信	【まちづくり推進課】 まちづくりの高齢化が課題であり、人口減少や団体の確保や活動しやすい環境づくりが必要である。 今後も相談対応やコーディネートに取り組むとともに、団体交流会の企画・運営などによるボランティア団体等との連携の強化を図り、よりやすくわかりやすく工夫し、市民への啓発や情報提供に努める。
(2) ボランティア活動の促進	障がいのある人や、地域社会のあり方方が重要です。	本市は、「公益発祥の地」として、古くから他を思いやる心が育まれており、ボランティア・公益活動センター（社会福祉協議会に運営委託）や、ボランティア連絡協議会などで、ボランティア活動を促進し、ボランティア活動等を通じ、地域でも、様々なボランティア活動がみられます。また、地域でも、派遣要員が多くなっており、手話奉仕員養成を目的とした手話教室を実施しています。市障がい者スポーツ大会ではボランティア連絡協議会加盟団体等であります。さらに、社会福祉協議会では、自治会長、民生・児童委員、見守りネットワーク等を推進する「新・草の根事業」としてのボランティア活動が行われています。	○ボランティア活動の促進 地域でのボランティア活動を促進するため、市手話奉仕員養成等を派遣する事業として、コミュニケーション支援事業を実施。	【障がい福祉係】 障がい者の支援等を図つて、市手話奉仕員等を派遣するが、人材・技術的な面で問題が残るが、バリアフリーが一歩進んでいる。今後も、広報等で呼びかけながら手話を実施していくことで、手話を学ぶきっかけを提供し、福祉ボランティア活動の一層の普及に努めていく。	【障がい福祉係】 手話等について推進を図つて、市手話奉仕員等を派遣するが、人材・技術的な面で問題が残るが、バリアフリーが一歩進んでいる。今後も、広報等で呼びかけながら手話を実施していくことで、手話を学ぶきっかけを提供し、福祉ボランティア活動の一層の普及に努めていく。

基本目標	重点目標	現状と課題（計画策定期）	主要な施策（計画策定期）	課題及び今後の方針性	
				進捗状況（具体的実施内容）	課題及び今後の方針性
(3) 防犯対策の推進、消費者のトラブルの防止	○防災体制の推進	障がい者が地域で安全、安心に生活していくうえで、災事や犯罪に巻き込まれます。多くの専らの要支障者、要支援者は、地域で災害時要支障者台帳を整備する事務が重要です。東日本大震災では、多くの専らの要支障者が死亡しましたが、障がい者の死亡率は被災地住民全体の死亡率の約2倍となる報告があります。また、近年の異常気象による被害や、新型コロナウイルス感染症の大流行など、日常生活を送る市における被災者や、高齢者、障がい者等の要支障者、要支援者は、災害時要支障者台帳を整備する必要があります。	災害時における障がい者や高齢者、要支援者の安全を確保するため、避難行動要支障者台帳の整備を行います。災害時には行政、消防そして地域の方々とも情報を持ち、災害時に必要な情報を共有することにより、障がい者等の避難情報を把握し、安否確認がとれる体制づくりを推進します。要配慮者への支援については、地域における災害時要支障者台帳の充実度を評価するため、災害体制の確立を目指します。	【危機管理体制】 <ul style="list-style-type: none">要配慮者への支援が重視であるため、地域における災害活動が設立を促し、訓練の実施を行います。災害体制の確立を図っています。自主防災組織の設立状況<ul style="list-style-type: none">R 2年度未現在 98.7%R 3年度未現在 98.7%R 4年度未現在 98.7%	・災害活動が重視されるため、地域においては、地域における災害活動が設立を促すとともに、訓練の実施を行います。
（3）防犯対策の推進、消費者のトラブルの防止	○防災体制の推進	災害時要支障者台帳を整備する事務が重要です。東日本大震災では、多くの専らの要支障者が死亡しましたが、障がい者の死亡率は被災地住民全体の死亡率の約2倍となる報告があります。また、近年の異常気象による被害や、新型コロナウイルス感染症の大流行など、日常生活を送る市における被災者や、高齢者、障がい者等の要支障者、要支援者は、災害時要支障者台帳を整備する必要があります。	災害時における障がい者や高齢者、要支援者の安全を確保するため、避難行動要支障者台帳の整備を行います。災害時には行政、消防そして地域の方々とも情報を持ち、災害時に必要な情報を把握し、安否確認がとれる体制づくりを推進します。要配慮者への支援については、地域における災害時要支障者台帳の充実度を評価するため、災害体制の確立を目指します。	【危機管理体制】 <ul style="list-style-type: none">要配慮者への支援が重視されるため、地域における災害活動が設立を促すとともに、訓練の実施を行います。災害体制の確立を図っています。自主防災組織の設立状況<ul style="list-style-type: none">R 2年度未現在 98.7%R 3年度未現在 98.7%R 4年度未現在 98.7%	・災害活動が重視されるため、地域においては、地域における災害活動が設立を促すとともに、訓練の実施を行います。
（3）防犯対策の推進、消費者のトラブルの防止	○地域福祉係	障がい者が地域で安全、安心に生活していくうえで、災事や犯罪に巻き込まれます。多くの専らの要支障者、要支援者は、地域で災害時要支障者台帳を整備する事務が重要です。東日本大震災では、多くの専らの要支障者が死亡しましたが、障がい者の死亡率は被災地住民全体の死亡率の約2倍となる報告があります。また、近年の異常気象による被害や、新型コロナウイルス感染症の大流行など、日常生活を送る市における被災者や、高齢者、障がい者等の要支障者、要支援者は、災害時要支障者台帳を整備する必要があります。	災害時要支障者台帳の充実度を評価するため、災害体制の確立を目指します。	【地域福祉係】 <ul style="list-style-type: none">災害時要支障者台帳の充実度を評価するため、災害体制の確立を目指します。	・災害時要支障者台帳の充実度を評価するため、災害体制の確立を目指します。
（3）防犯対策の推進、消費者のトラブルの防止	○消費者トラブルの防止	障がい者は高齢者とともに、振り込まれた被害に遭うおそれがあります。そのため、その対応活動を行っており、地域の実情にあつた研修や訓練を行っています。要支援施設についても改修を行います。	消費者トラブルの防止を実施しています。	【まちづくり推進課】 <ul style="list-style-type: none">消費者トラブルの防止活動が大きくなる要因として、地域住民の防犯意識の向上と犯罪の未然防止活動に取り組み、市広報やホームページ等で啓発活動を行った。	・地域住民の意識の向上と協力が不可欠である。人口減少、少子高齢化、防犯協会員の手不足などが進む中、防犯協会の組織維持が難しくなっています。引き続き、地域住民への防犯意識の向上と啓発活動を行い者が消費トラブル等に巻き込まれないようになります。
（3）防犯対策の推進、消費者のトラブルの防止	○地域福祉係	障がい者は高齢者とともに、消費者トラブルや身近な犯罪に巻き込まれず安心して暮らせるよう、防犯意識の向上と犯罪の未然防止活動に取り組み、市広報やホームページ等で啓発活動を行っています。民生・児童委員や防犯協会、警察との連携によります。	地域福祉係の充実度を評価するため、災害体制の確立を目指します。	【地域福祉係】 <ul style="list-style-type: none">新・草の根事業（見守りネットワーク支援事業）において、民生委員・児童委員等による見守り活動が行われています。	・引き続き、地域での見守り活動を推進します。

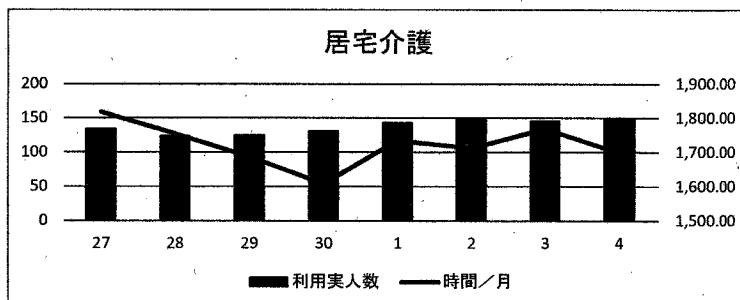
【居宅介護】

【内容】

ヘルパーが自宅を訪問し、入浴や排泄、食事などの介助を行います。

【対象】

区分1以上。身体介護を伴う通院介助は区分2以上。それに相当する状態の障がい児を含む。



【計画値】	30	1	2	3	4	5
利用実人数	116	112	108	149	152	155
時間／月	1,405.00	1,258.00	1,126.00	1,699.00	1,682.00	1,666.00
利用延時間	16,860.00	15,096.00	13,512.00	20,388.00	20,184.00	19,992.00
利用施設数						

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	134	124	125	131	143	148	146	150	
時間／月	1,817.50	1,754.83	1,687.29	1,608.46	1,734.42	1,712.27	1,769.27	1,697.88	
利用延時間	21,810.00	21,058.00	20,247.50	19,301.50	20,813.00	20,547.25	21,231.25	20,374.50	
利用施設数	13	10	10	8	7	7	7	7	

	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	—	92.5%	100.8%	104.8%	109.2%	103.5%	98.6%	102.7%	101.7%
時間／月	—	96.6%	96.2%	95.3%	107.8%	98.7%	103.3%	96.0%	99.1%
利用延時間	—	96.6%	96.2%	95.3%	107.8%	98.7%	103.3%	96.0%	99.1%
利用施設数	—	76.9%	100.0%	80.0%	87.5%	100.0%	100.0%	100.0%	92.1%

4年度の実績	前年度と比較すると利用実人数は微増したが、利用延時間は減少している。。
その他	利用延べ時間は年度で増減があるが、利用実人数は平成30年ころから増加が見られる。

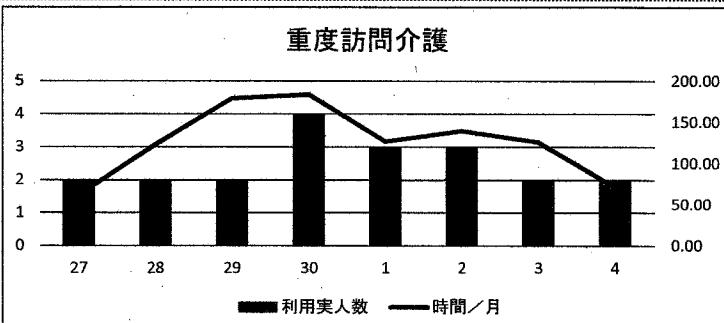
【重度訪問介護】

【内容】

重度の障がい者にヘルパーが身体介護や家事援助並びに外出時における移動中の介護など、総合的な居宅介護サービスを提供します。

【対象】

区分4以上。



【計画値】	30	1	2	3	4	5
利用実人数	3	4	4	4	5	6
時間／月	180.00	240.00	240.00	143.00	151.00	160.00
利用延時間	2,160.00	2,880.00	2,880.00	1,716.00	1,812.00	1,920.00
利用施設数						

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	2	2	2	4	3	3	2	2	
時間／月	62.17	123.21	179.18	183.71	126.96	139.50	126.17	71.71	
利用延時間	746.00	1,478.50	2,150.20	2,204.50	1,523.50	1,674.00	1,514.00	860.50	
利用施設数	2	2	3	3	2	2	1	1	

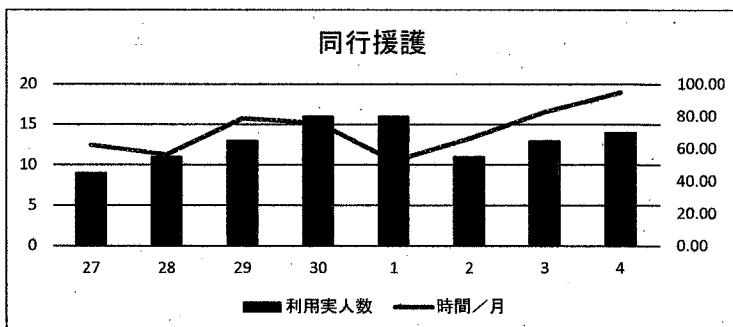
	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	—	100.0%	100.0%	200.0%	75.0%	100.0%	66.7%	100.0%	106.0%
時間／月	—	198.2%	145.4%	102.5%	69.1%	109.9%	90.4%	56.8%	110.3%
利用延時間	—	198.2%	145.4%	102.5%	69.1%	109.9%	90.4%	56.8%	110.3%
利用施設数	—	100.0%	125.0%	120.0%	66.7%	100.0%	50.0%	100.0%	94.5%

4年度の実績	利用者は前年同様だが、利用延べ時間は減少している。
その他	

【同行援護】

【内容】
視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

【対象】
独自の評価指標による。ただし身体介護を伴う場合は区分2以上。



	30	1	2	3	4	5
利用実人数	13	14	15	18	21	21
時間／月	78.00	84.00	90.00	54.00	55.00	56.00
利用延時間	936.00	168.00	180.00	648.00	660.00	672.00
利用施設数						

	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	9	11	13	16	16	11	13	14	
時間／月	62.29	56.29	78.67	75.92	52.38	66.25	82.50	95.00	
利用延時間	747.50	675.50	944.00	911.00	628.50	795.00	990.00	1,140.00	
利用施設数	6	8	7	4	5	5	3	5	

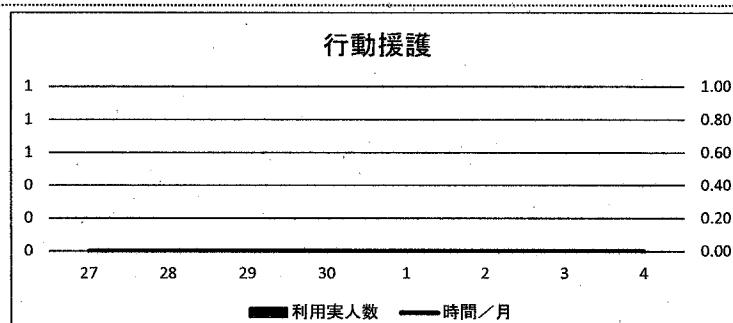
	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	—	122.2%	118.2%	123.1%	100.0%	68.8%	118.2%	107.7%	108.3%
時間／月	—	90.4%	139.7%	96.5%	69.0%	126.5%	124.5%	115.2%	108.8%
利用延時間	—	90.4%	139.7%	96.5%	69.0%	126.5%	124.5%	115.2%	108.8%
利用施設数	—	133.3%	87.5%	57.1%	125.0%	100.0%	60.0%	166.7%	104.2%

4年度の実績	利用実人数、利用延時間ともに前年度より増加している。コロナ禍による活動自粛が軽減されたと捉えている。
その他	酒田市内で利用できる事業所が2箇所しかないのが課題である。

【行動援護】

【内容】
知的障がいや精神障がいにより、行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助を行います。

【対象】
区分3以上でこれに相当する状態の障がい児を含む。



	30	1	2	3	4	5
利用実人数	1	2	3	1	2	3
時間／月	4.00	8.00	12.00	4.00	8.00	12.00
利用延時間	48.00	96.00	144.00	48.00	96.00	144.00
利用施設数						

	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	0	0	0	
時間／月	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
利用延時間	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
利用施設数	0	0	0	0	0	0	0	0	

	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
時間／月	—	—	—	—	—	—	—	—	—
利用延時間	—	—	—	—	—	—	—	—	—
利用施設数	—	—	—	—	—	—	—	—	—

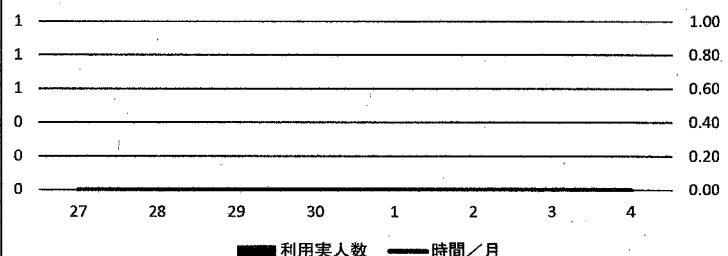
4年度の実績	利用実績なし
その他	

【重度障がい者等包括支援】

【内容】
常に介護が必要な最重度の障がいがある人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。

【対象】
区分6でこれに相当する状態の障がい児含む。

重度障がい者等包括支援



【計画値】	30	1	2	3	4	5
利用実人数	1	1	1	1	1	1
時間／月	240.00	240.00	240.00	240.00	240.00	240.00
利用延時間	2,880.00	2,880.00	2,880.00	2,880.00	2,880.00	2,880.00
利用施設数						

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	0	0	0	
時間／月	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
利用延時間	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
利用施設数	0	0	0	0	0	0	0	0	

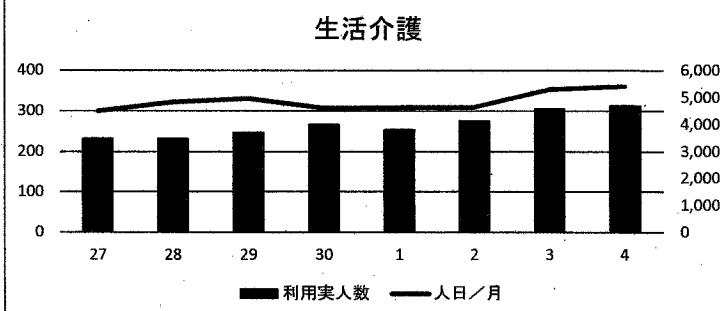
	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
時間／月	—	—	—	—	—	—	—	—	—
利用延時間	—	—	—	—	—	—	—	—	—
利用施設数	—	—	—	—	—	—	—	—	—

4年度の実績	利用実績なし
その他	

【生活介護】

【内容】
常に介護が必要な人に、主に昼間に施設で入浴や排泄、食事の介護や創作活動などの機会を提供します。

【対象】
区分3以上。50歳以上は区分2。ただし入所施設ではそれぞれ区分4と区分3以上。



【計画値】	30	1	2	3	4	5
利用実人数	239	242	246	264	270	275
人日／月	5,302	5,553	5,815	4,534	4,489	4,444
利用延回数	63,624	66,636	69,780	54,408	53,868	53,328
利用施設数						

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	233	232	247	267	254	276	305	313	
人日／月	4,503	4,834	4,964	4,611	4,626	4,647	5,304	5,418	
利用延回数	54,032	58,010	59,567	55,336	55,507	57,760	63,650	65,015	
利用施設数	26	24	28	25	28	31	30	32	

	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	—	99.6%	106.5%	108.1%	95.1%	108.7%	110.5%	102.6%	104.4%
人日／月	—	107.4%	102.7%	92.9%	100.3%	100.5%	114.1%	102.1%	102.9%
利用延回数	—	107.4%	102.7%	92.9%	100.3%	104.1%	110.2%	102.1%	102.8%
利用施設数	—	92.3%	116.7%	89.3%	112.0%	110.7%	96.8%	106.7%	103.5%

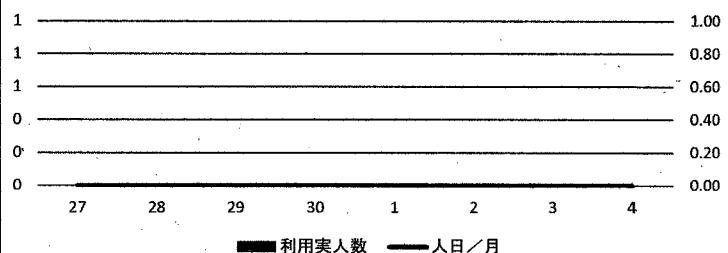
4年度の実績	利用実人数、利用延時間ともに前年度より増加している。
その他	食事や入浴等の生活に課題のある方の利用が増えており、今後も利用者は増加すると捉えている。

【自立訓練(機能訓練)】

【内容】
身体障がい者が自立した日常生活・社会生活を営めるよう、必要な身体機能向上（理学療法、作業療法）などの訓練を行います。

【対象】

自立訓練(機能訓練)



【計画値】

	30	1	2	3	4	5
利用実人数	1	2	2	1	1	1
人日／月	22.00	44.00	44.00	22	22	22
利用延時間	264.00	528.00	528.00	264.00	264.00	264.00
利用施設数						

【実績値】

	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人日／月	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
利用延時間	0.00	0.00	0.00	0	0	0.00	0	0	0
利用施設数	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
人日／月	—	—	—	—	—	—	—	—	—
利用延時間	—	—	—	—	—	—	—	—	—
利用施設数	—	—	—	—	—	—	—	—	—

4年度の
実績

利用実績なし

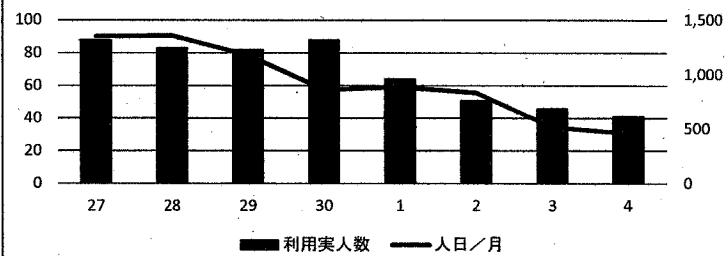
その他

【自立訓練(生活訓練)】

【内容】
知的障がい者、精神障がい者が自立した日常生活を営めるよう、生活能力向上などの訓練を行います。

【対象】

自立訓練(生活訓練)



【計画値】

	30	1	2	3	4	5
利用実人数	85	85	85	60	55	55
人日／月	1,540	1,540	1,540	737	671	610
利用延回数	18,480	18,480	18,480	8,844	8,052	7,320
利用施設数						

【実績値】

	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	88	83	82	88	64	51	46	41	41
人日／月	1,353	1,359	1,179	862	890	836	519	458	458
利用延回数	16,235	16,313	14,152	10,346	10,677	10,036	6,222	5,494	5,494
利用施設数	14	15	13	11	13	13	8	8	8

	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	—	94.3%	98.8%	107.3%	72.7%	79.7%	90.2%	89.1%	90.3%
人日／月	—	100.5%	86.8%	73.1%	103.2%	94.0%	62.1%	88.2%	86.8%
利用延回数	—	100.5%	86.8%	73.1%	103.2%	94.0%	62.0%	88.3%	86.8%
利用施設数	—	107.1%	86.7%	84.6%	118.2%	100.0%	61.5%	100.0%	94.0%

4年度の
実績

利用実人数、利用延時間ともに減少している。

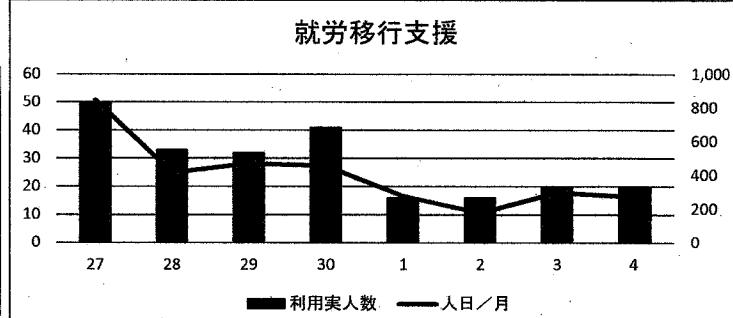
その他

今後は利用実人数及び利用延べ回数ともに減少が見込まれる。事業所も減少している。

【就労移行支援】

【内容】
就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されると見込まれる者に、生産活動などを通じて知識や能力を養成することで適性にあった就労ができるよう支援（職業訓練）を行います。

【対象】



【計画値】	30	1	2	3	4	5
利用実人数	32	34	35	16	14	14
人日／月	584	625	667	225	203	182
利用延回数	7,008	7,500	8,004	2,700	2,436	2,184
利用施設数	—	—	—	—	—	—

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	50	33	32	41	16	16	20	20	—
人日／月	846	416	470	457	278	177	297	272	—
利用延回数	10,152	4,988	5,634	5,481	3,332	2,824	3,561	3,258	—
利用施設数	10	12	10	10	9	9	8	5	—

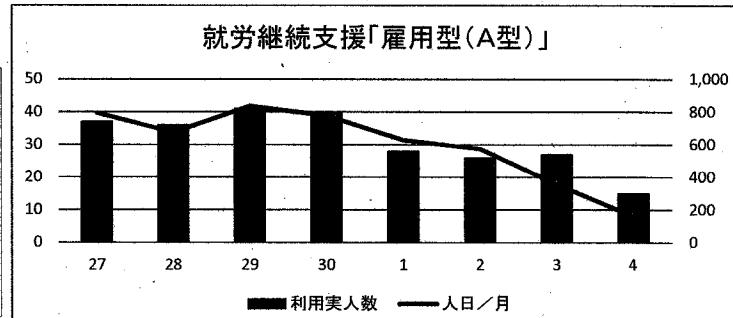
	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	—	66.0%	97.0%	128.1%	39.0%	100.0%	125.0%	100.0%	93.6%
人日／月	—	49.1%	113.0%	97.3%	60.8%	63.7%	167.8%	91.6%	91.9%
利用延回数	—	49.1%	113.0%	97.3%	60.8%	84.8%	126.1%	91.5%	88.9%
利用施設数	—	120.0%	83.3%	100.0%	90.0%	100.0%	88.9%	62.5%	92.1%

4年度の実績	利用実人数は前年度と同様だが、利用延回数は減少した。
その他	事業所が減っており、利用できる事業所が少ないのが課題である。

【就労継続支援「雇用型(A型)」】

【内容】
就労移行支援事業を利用したが一般企業の雇用に結びつかなかった者等を雇用し、職業訓練を行うことによって、一般就労への移行を支援します。事業者と利用者は雇用契約を締結し、労働関係法規が適用されます。

【対象】



【計画値】	30	1	2	3	4	5
利用実人数	36	36	36	25	24	23
人日／月	674	672	671	580	556	534
利用延回数	8,088	8,064	8,052	6,960	6,672	6,408
利用施設数	—	—	—	—	—	—

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	37	36	41	40	28	26	27	15	—
人日／月	794	676	837	779	629	576	358	161	—
利用延回数	9,524	8,106	10,041	9,348	7,547	6,910	4,292	1,929	—
利用施設数	4	6	4	4	3	4	5	3	—

	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	—	97.3%	113.9%	97.6%	70.0%	92.9%	103.8%	55.6%	90.1%
人日／月	—	85.1%	123.9%	93.1%	80.7%	91.6%	62.2%	45.0%	83.1%
利用延回数	—	85.1%	123.9%	93.1%	80.7%	91.6%	62.1%	44.9%	83.1%
利用施設数	—	150.0%	66.7%	100.0%	75.0%	133.3%	125.0%	60.0%	101.4%

4年度の実績	利用実人数、利用延時間は大幅に減少した。
その他	令和3年9月に1事業所が閉所し、令和4年7月に新たに酒田市内に1事業所が開所した。

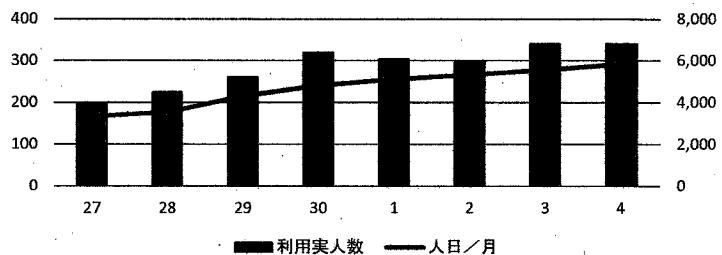
【就労継続支援「非雇用型(Ｂ型)」】

【内容】

就労移行支援事業を利用したが一般企業の雇用に結びつかなかった者等を対象に、職業訓練を通して、一般就労に向けた支援を行います。

【対象】雇用契約を行わない

就労継続支援「非雇用型(Ｂ型)」



【計画値】

	30	1	2	3	4	5
利用実人数	319	380	453	381	427	478
人日／月	4,935	5,827	6,882	6,305	6,998	7,768
利用延回数	59,220	69,924	82,584	75,660	83,976	93,216
利用施設数						

【実績値】

	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	196	225	261	320	304	297	340	341	
人日／月	3,338	3,538	4,311	4,806	5,117	5,327	5,561	5,835	
利用延回数	40,055	42,456	51,730	57,675	61,402	63,923	66,728	70,024	
利用施設数	34	34	37	38	41	43	43	42	

	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	—	114.8%	116.0%	122.6%	95.0%	97.7%	114.5%	100.3%	108.7%
人日／月	—	106.0%	121.8%	111.5%	106.5%	104.1%	104.4%	104.9%	108.5%
利用延回数	—	106.0%	121.8%	111.5%	106.5%	104.1%	104.4%	104.9%	108.5%
利用施設数	—	100.0%	108.8%	102.7%	107.9%	104.9%	100.0%	97.7%	103.1%

4年度の実績	利用実人数は前年同様だが、利用延時間は増加している。
その他	グラフを見てわかるとおり、年々増加している状況である。

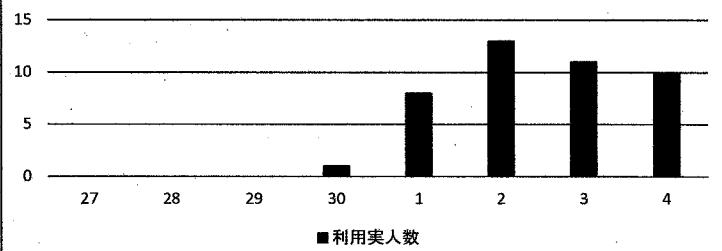
【就労定着支援】

【内容】

一般就労した障がい者が職場に定着できるよう、一定期間、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

【対象】

就労定着支援



【計画値】

	30	1	2	3	4	5
利用実人数	3	4	5	10	10	10
人日／月						
利用延回数						
利用施設数						

【実績値】

	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	1	7	13	11	10	
人日／月	0.00	0.00	0.00	1.00	9.00	10.00	10	9	
利用延回数	0.00	0.00	0.00	1.00	62.00	118.00	125	108	
利用施設数	0	0	0	1	2	2	2	2	

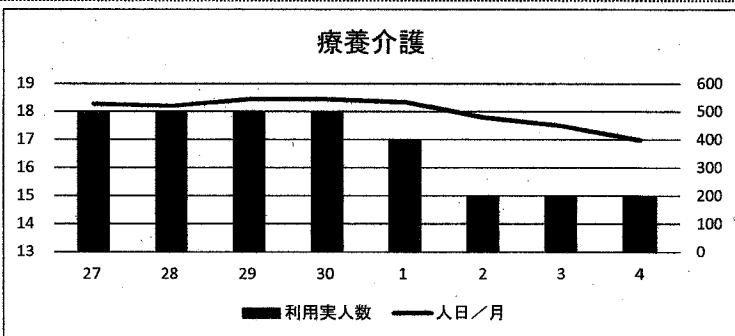
	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	—	—	—	—	700.0%	185.7%	84.6%	90.9%	265.3%
人日／月	—	—	—	—	900.0%	111.1%	100.0%	90.0%	300.3%
利用延回数	—	—	—	—	6200.0%	190.3%	105.9%	86.4%	1645.7%
利用施設数	—	—	—	—	200.0%	100.0%	100.0%	100.0%	125.0%

4年度の実績	利用実人数は1人減少し、利用延回数減少した。
その他	

【療養介護】

【内容】
医療が必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護などを提供します。

【対象】
区分6の筋萎縮性側索硬化症等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理者。区分5以上の筋ジストロフィー患者等。



【計画値】	30	1	2	3	4	5
利用実人数	20	21	22	16	16	16
人日／月	600	630	660	480	480	480
利用延回数						
利用施設数						

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	18	18	18	18	17	15	15	15	
人日／月	528	520	545	545	534	480	450	399	
利用延回数	6,331	6,241	6,545	6,542	6,412	5,759	5,397	4,784	
利用施設数	4	4	4	4	4	4	4	4	

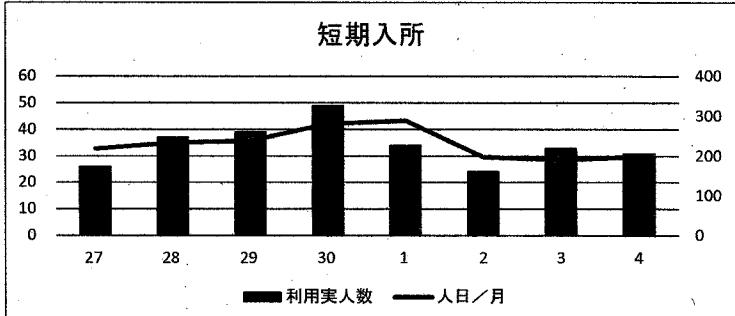
	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	—	100.0%	100.0%	100.0%	94.4%	88.2%	100.0%	100.0%	97.5%
人日／月	—	98.6%	104.9%	100.0%	98.0%	89.8%	93.8%	88.7%	96.2%
利用延回数	—	98.6%	104.9%	100.0%	98.0%	89.8%	93.7%	88.6%	96.2%
利用施設数	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

4年度の実績	利用実人数は前年度同様である。
その他	

【短期入所】

【内容】
在宅での介護が一時的に困難になった場合に、短期間施設に入所し、夜間も含め施設で入浴や排泄、食事の介護などのサービスを提供します。

【対象】
区分1以上。障がい児については別に定める区分が1以上。



	30	1	2	3	4	5
利用実人数	44	48	52	42	46	52
人日／月	251	260	270	331	354	379
利用延回数						
利用施設数						

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	26	37	39	49	34	24	33	31	
人日／月	219	234	239	281	289	198	191	199	
利用延回数	2,625	2,810	2,865	3,373	3,466	2,376	2,291	2,392	
利用施設数	10	10	10	11	12	12	13	12	

	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	—	142.3%	105.4%	125.6%	69.4%	70.6%	137.5%	93.9%	106.4%
人日／月	—	107.0%	102.0%	117.7%	102.8%	68.6%	96.5%	104.2%	99.8%
利用延回数	—	107.0%	102.0%	117.7%	102.8%	68.6%	96.4%	104.4%	99.8%
利用施設数	—	100.0%	100.0%	110.0%	109.1%	100.0%	108.3%	92.3%	102.8%

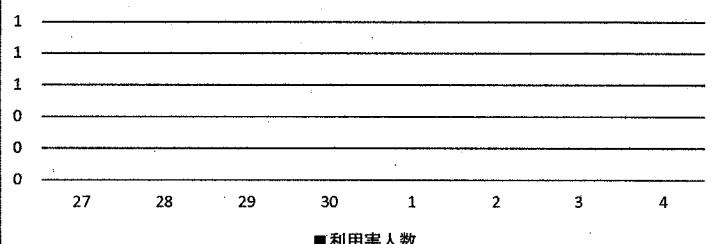
4年度の実績	利用実人数は前年度より減少したが、利用延回数は増加している。
その他	

【自立生活援助】

【内容】
障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する障がい者に対して、一定期間、定期的な巡回訪問や適切な支援を行います。

【対象】

自立生活援助



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				20	20	20	2	2	2

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【計画値】	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	—	—	—	—	—	—	—	—	—

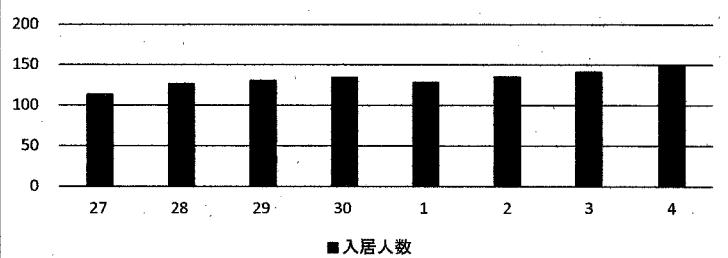
4年度の実績	利用実績なし
その他	

【共同生活援助(グループホーム)】

【内容】
地域で共同生活を営むのに支障のない人に、共同生活を営む住居において、主に夜間に相談、入浴、排泄、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

【対象】

共同生活援助(グループホーム)



【計画値】				30	1	2	3	4	5
入居人数				152	168	184	136	140	144
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
入居人数	113	126	130	134	128	135	141	150	
利用施設数	21	18	25	22	23	23	24	25	

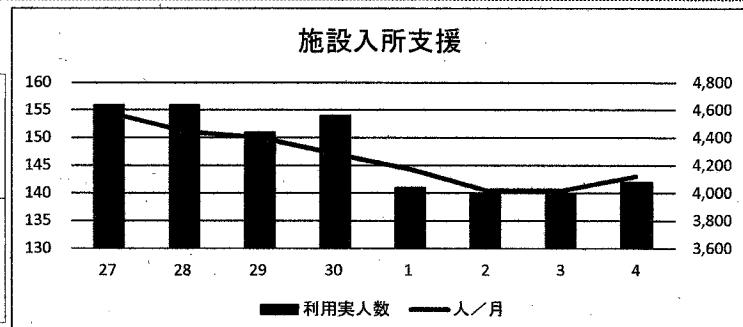
【計画値】	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
入居人数	—	111.5%	103.2%	103.1%	95.5%	105.5%	104.4%	106.4%	104.2%
利用施設数	—	85.7%	138.9%	88.0%	104.5%	100.0%	104.3%	104.2%	103.7%

4年度の実績	入居者数は前年度より増加している。
その他	入居施設の整備が進めば今後も入居者数は増加していくものと見込まれる。

【施設入所支援】

【内容】
施設入所者に対して、主に夜間に入浴、排泄、食事の介護などのサービスを提供します。

【対象】
区分4以上。50歳以上は区分3以上。



【計画値】	30	1	2	3	4	5
利用実人数	150	149	147	140	139	137
人／月	4,500	4,470	4,410	4,200	4,170	4,110
利用延回数						
利用施設数						

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	156	156	151	154	141	140	140	142	
人日／月	4,580	4,445	4,401	4,284	4,172	4,020	4,017	4,121	
利用延回数	54,955	53,338	52,816	51,405	50,066	48,236	48,198	49,447	
利用施設数	16	15	16	15	13	14	12	12	

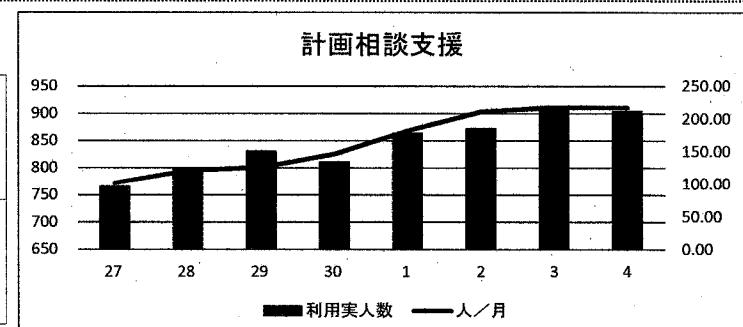
	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	—	100.0%	96.8%	102.0%	91.6%	99.3%	100.0%	101.4%	98.7%
人日／月	—	97.1%	99.0%	97.3%	97.4%	96.4%	99.9%	102.6%	98.5%
利用延回数	—	97.1%	99.0%	97.3%	97.4%	96.3%	99.9%	102.6%	98.5%
利用施設数	—	93.8%	106.7%	93.8%	86.7%	107.7%	85.7%	100.0%	96.3%

4年度の実績	前年度と比較して利用実人数は2名増加し、利用延回数も増加している。
その他	

【計画相談支援】

【内容】
障がい福祉サービスを利用する際に、サービス利用にかかる計画作成、利用調整などの支援を行います。

【対象】



【計画値】	30	1	2	3	4	5
利用実人数	898	952	1,009	822	874	926
人／月	196	233	277	193	199	205
利用延回数						
利用施設数						

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	766	799	831	811	864	873	907	904	
人日／月	102	121	126	146	182	211	218	217	
利用延回数	1,221	1,452	1,512	1,757	2,184	2,533	2,616	2,598	
利用施設数	27	27	28	27	29	32	32	33	

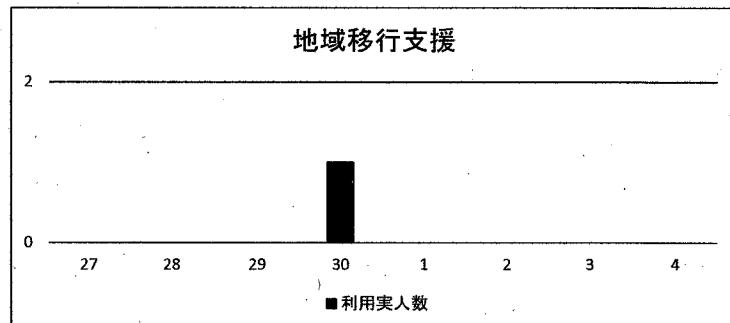
	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	—	104.3%	104.0%	97.6%	106.5%	101.0%	103.9%	99.7%	102.4%
人日／月	—	118.9%	104.1%	116.2%	124.3%	115.9%	103.3%	99.5%	111.8%
利用延回数	—	118.9%	104.1%	116.2%	124.3%	116.0%	103.3%	99.3%	111.7%
利用施設数	—	100.0%	103.7%	96.4%	107.4%	110.3%	100.0%	103.1%	103.0%

4年度の実績	利用実人数は、利用延時間とともに前年度とほぼ同様である。
その他	

【地域移行支援】

【内容】
住宅の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います。

【対象】



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				2	4	6	2	4	6
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	1	0	0	0	0	0
利用施設数	0	0	0	1	0	0	0	0	0

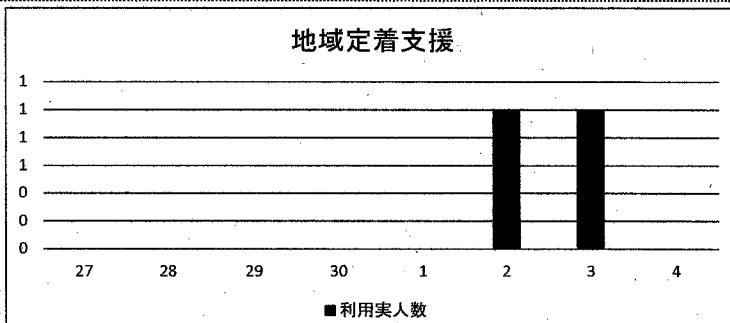
	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率	平均伸び率
利用実人数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
利用施設数	—	—	—	—	—	—	—	—	—

4年度の実績	実績なし
その他	

【地域定着支援】

【内容】
常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援を行います。

【対象】



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				3	6	9	2	4	6
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	1	1	1	0
利用施設数	0	0	0	0	0	1	1	1	0

	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率	平均伸び率
利用実人数	—	—	—	—	—	—	—	100.0%	0.0%
利用施設数	—	—	—	—	—	—	—	100.0%	0.0%

4年度の実績	実績なし。
その他	

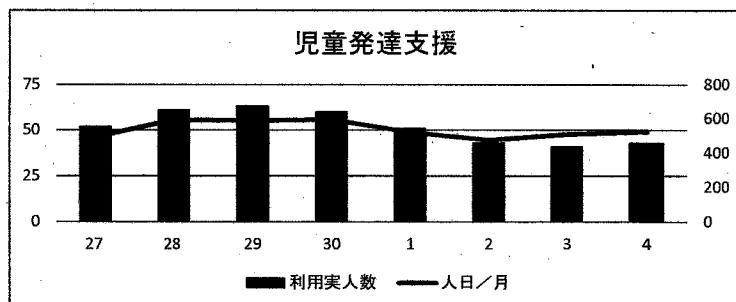
【児童発達支援】

【内容】

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

【対象】

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児。



【計画値】

	30	1	2	3	4	5
利用実人数		84	98	114	39	37
人日/月		476	426	380	501	493
利用日数						
利用施設数						

【実績値】

	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	52	61	63	60	51	43	41	43	
人日/月	494	594	589	595	521	476	509	525	
利用延回数	5,926.00	7,125.00	7,073.00	7,141.00	6,253.00	5,715.00	6,104.00	6,295	
利用施設数	4	5	6	6	4	3	5	4	

	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	—	117.3%	103.3%	95.2%	85.0%	84.3%	95.3%	104.9%	97.9%
人日/月	—	120.2%	99.3%	101.0%	87.6%	91.3%	106.9%	103.1%	101.4%
利用延回数	—	120.2%	99.3%	101.0%	87.6%	91.4%	106.8%	103.1%	101.3%
利用施設数	—	125.0%	120.0%	100.0%	66.7%	75.0%	166.7%	80.0%	104.8%

4年度の実績	前年度と比較して、月利用人数、利用延べ回数ともに増となっている。
その他	

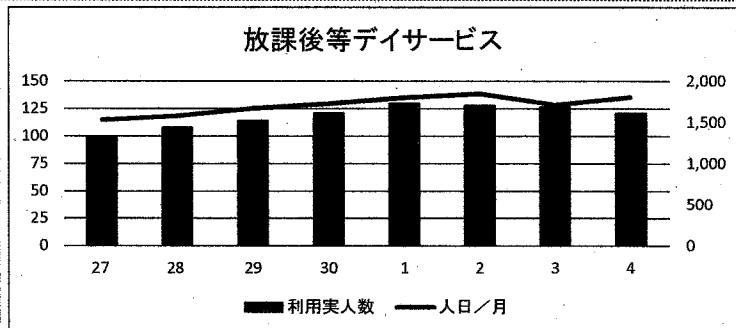
【放課後等デイサービス】

【内容】

授業の終了後または学校の休業日に、放課後等デイサービス等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

【対象】

学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後または休日に支援が必要と認められた障がい児。



【計画値】

	30	1	2	3	4	5
利用実人数		123	131	140	126	135
人日/月		1,728	1,826	1,930	1,972	2,062
利用日数						
利用施設数						

【実績値】

	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	100	108	114	121	130	128	127	121	
人日/月	1,532	1,578	1,670	1,729	1,804	1,848	1,715	1,806	
利用延回数	18,378	18,938	20,038	20,747	21,646	22,175	20,584	21,673	
利用施設数	11	13	13	14	13	15	17	18	

	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	—	108.0%	105.6%	106.1%	107.4%	98.5%	99.2%	95.3%	102.9%
人日/月	—	103.0%	105.8%	103.5%	104.3%	102.4%	92.8%	105.3%	102.5%
利用延回数	—	103.0%	105.8%	103.5%	104.3%	102.4%	92.8%	105.3%	102.5%
利用施設数	—	118.2%	100.0%	107.7%	92.9%	115.4%	113.3%	105.9%	107.6%

4年度の実績	利用実人数は前年度並みであるが、月利用人数が増となっている。
その他	

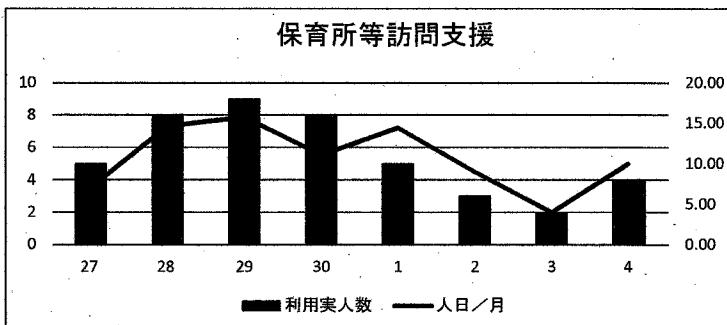
【保育所等訪問支援】

【内容】

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

【対象】

保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児。



【計画値】

	30	1	2	3	4	5
利用実人数	10	10	10	4	4	4
人日/月	18	18	18	16	17	17
利用日数						
利用施設数						

【実績値】

	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	5	8	9	8	5	3	2	4	4
人日/月	7	15	16	11	14	9	4	10	
利用延回数	85	176	189	133	173	113	42	125	
利用施設数	1	1	1	1	1	1	1	1	

	27	28	29	30	1	2	3	4	5	平均伸び率
利用実人数	—	160.0%	112.5%	88.9%	62.5%	60.0%	66.7%	200.0%	107.2%	
人日/月	—	207.1%	107.4%	70.4%	130.1%	62.4%	44.4%	250.0%	124.5%	
利用延回数	—	207.1%	107.4%	70.4%	130.1%	65.3%	37.2%	297.6%	130.7%	
利用施設数	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

4年度の実績	前年度比で実利用人数、利用延べ回数ともに増なっている。
その他	

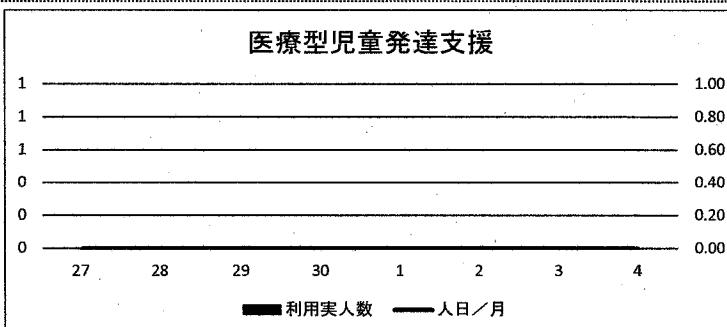
【医療型児童発達支援】

【内容】

児童発達支援及び治療を行います。

【対象】

肢体不自由児（上肢、下肢または体幹の機能障がい）があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児）



【計画値】

	30	1	2	3	4	5
利用実人数	1	1	1	1	1	1
人日/月	1	1	1	1	1	1
利用日数						
利用施設数						

【実績値】

	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人日/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用延回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用施設数	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	27	28	29	30	1	2	3	4	5	平均伸び率
利用実人数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
人日/月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
利用延回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
利用施設数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

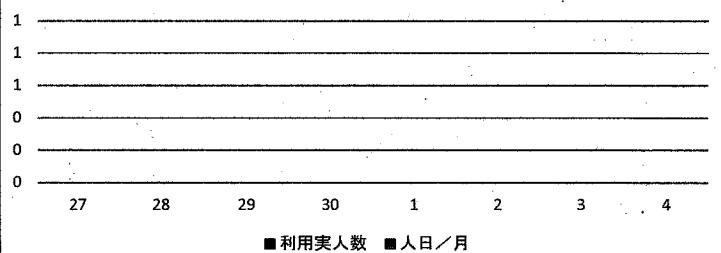
4年度の実績	利用実績なし
その他	

【居宅訪問型児童発達支援】

【内容】
障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

【対象】
重症心身障がい児などの重度の障がい児であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児。

居宅訪問型児童発達支援



【計画値】	30	1	2	3	4	5
利用実人数	1	1	1	1	1	1
人日/月	1	1	1	4	4	4
利用延回数						
利用施設数						

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	0	1	0	
人日/月	0	0	0	0	0	0	0	0	
利用延回数	0	0	0	0	0	0	1	0	
利用施設数	0	0	0	0	0	0	1	0	

	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
人日/月	—	—	—	—	—	—	—	—	—
利用延回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
利用施設数	—	—	—	—	—	—	—	—	—

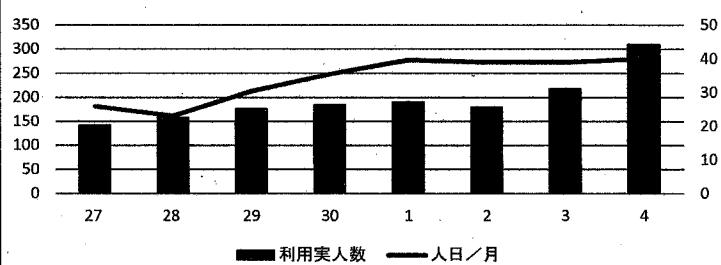
4年度の実績	利用実績なし
その他	

【障がい児相談支援】

【内容】
障がい児通所支援を利用する際に、サービス利用にかかる計画作成、利用調整などの支援を行います。

【対象】
障がい児。

障がい児相談支援



【計画値】	30	1	2	3	4	5
利用実人数						
人日/月	28	29	30	19	20	22
利用日数						
利用施設数						

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	142	159	177	185	191	180	218	224	
人日/月	26	23	30	36	40	39	39	40	
利用延回数	312	278	365	426	476	466	464	499	
利用施設数	9	9	8	9	10	10	12	12	

	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	—	112.0%	111.3%	104.5%	103.2%	94.2%	121.1%	102.8%	107.0%
人日/月	—	89.1%	131.3%	116.7%	111.7%	98.3%	100.0%	102.6%	107.1%
利用延回数	—	89.1%	131.3%	116.7%	111.7%	97.9%	99.6%	107.5%	107.7%
利用施設数	—	100.0%	88.9%	112.5%	111.1%	100.0%	120.0%	100.0%	104.6%

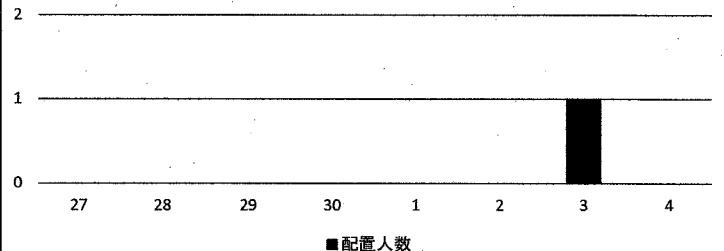
4年度の実績	前年度比で利用実人数、利用延べ回数は微増している。
その他	

【医療的ケア児支援】

【内容】
医療的ケア児に対し、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を行います。

【対象】
障がい児。

医療的ケア児支援



【計画値】	30	1	2	3	4	5
配置人数	1	1	1	1	1	1

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	0	0	1	1

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	—	—	—	—	—	—	—	—	—

4年度の
実績

令和3年度より、発達支援室に1名配置している。

その他

第7期酒田市障がい福祉計画・第3期酒田市障がい児福祉計画の策定について

1 計画の位置づけ

酒田市障がい福祉計画及び酒田市障がい児計画は、国の基本指針（令和5月19日告示）に基づいて、各年度における障がい福祉サービス等（通所支援等）の量と提供体制を確保するための計画になります。

2 根拠法令

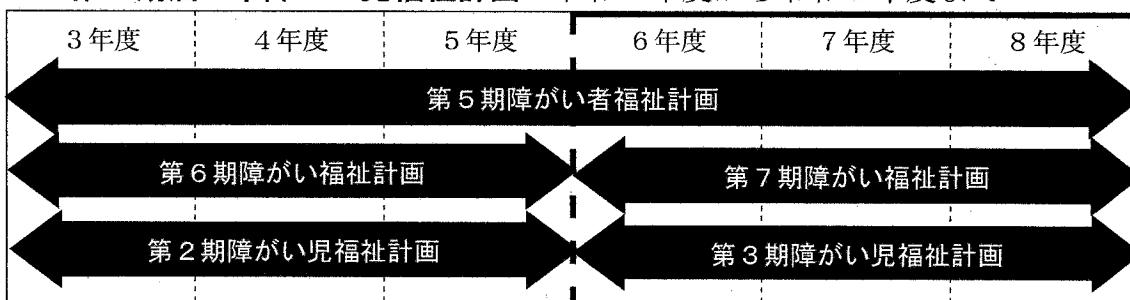
第7期酒田市障がい福祉計画：障害者総合支援法第88条第1項

第3期酒田市障がい児福祉計画：児童福祉法第33条第20項

3 計画期間

第7期酒田市障がい福祉計画：令和6年度から令和8年度まで

第3期酒田市障がい児福祉計画：令和6年度から令和8年度まで



4 計画策定の体制について

障がい福祉計画等の作成にあたっては、作成委員会等を開催するなど意見の集約の場を設け、障がい者等を始め幅広い関係者の意見を反映します。

5 障がい者等のサービスの利用実態及びニーズの把握

障がい者等のサービスの利用実態の分析等を行うとともに、必要な量を見込む際は、アンケートやヒアリング等によるニーズ調査等を行います。

6 計画策定までの予定

令和5年	7月	サービス見込等算出作業
	7月下旬	サービス見込量の報告（山形県障がい福祉課）
	8月中旬	アンケートによるニーズ調査
	8月28日	障がい者地域自立支援協議会の開催 (計画の説明、内容の検討)
	9月～	サービス見込等再検討
	12月	パブリックコメントの実施
令和6年	2月～3月	民生常任委員会へ報告 障がい者地域自立支援協議会の開催 (計画の最終確認)
	3月下旬	計画策定、県へ報告

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援ための基本的な指針」改正後 概要

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害児福祉計画及び障害児通所支援計画を定めるに当たつての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害児福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年5月19日に告示。
計画期間は令和6年4月～令和9年3月※。※ 3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

2. 指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

34

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
 - 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
 - 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
 - 四 その他
- ### 第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するためには必要な事項等
- 一 障害者等に対する虐待の防止
 - 二 意思決定支援の促進
 - 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
 - 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
 - 五 障害を理由とする差別の解消の推進
 - 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

3. 基本指針見直しの主な事項

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
・障害総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備
・精神保健福祉法との連動性を踏まえた見直し

② 精神障害者等への支援に係る地域包括ケアシステムの構築
・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③ 福祉施設から一般就労への移行等
・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
・一般就労中の就労系障害者サービスの一時利用に係る記載の追記

④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する医療的支援体制の充実
・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

35 ⑤ 発達障害者等支援の一層の充実
・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥ 地域における相談支援体制の充実強化
・基幹相談支援センターの設置等の推進
・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦ 障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止の防止に係る記載の新設

⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨ 障害福祉サービスの質の確保
・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩ 障害福祉人材の確保・定着
・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
・市町村内により細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
・障害福祉計画等の策定時ににおける難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭ その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

4. 成果目標(計画期間が終了する令和8年度末の目標)

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度未施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関する、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等（続き）

- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度未実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

⑤障害児支援の体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

5. 活動指標

①施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数 ※
- 同行看護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 行動看護の利用者数、利用時間数 ※
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ※ ○ 地域のサービスとしての指標(は初めて)
○ 生活介護の利用者数、利用日数 ○ 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労選択支援の利用者数、利用日数【新設】 ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数 ○ 就労定着支援の利用者数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 共同生活援助の利用者数 ○ 重度障害者の利用者数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ○ 新たな入所希望者のニーズ・環境の確認

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練(生活訓練) 【新設】
- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検証の実施回数

④福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 福祉施設から公共交通機関等に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共交通機関等の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

⑤発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ベアントトレーニングやペアントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ベアントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数 ○ 医療的ケア児等に対する開分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
- 医療型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数

⑦相談支援体制の充実・強化等

(市町村)

- 基幹相談支援センターの設置【新設】
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善【新設】

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数
- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の修了者数の見込み【新設】
- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の修了者数の見込み【新設】
- 相談支援専門員研修の実施回数及び修了者数の見込み【新設】
- 相談支援専門員研修の実施回数及び修了者数の見込み【新設】

**第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画
(障がい福祉サービス推進プラン)**

1 市町村審査会における障がい区分認定の状況

(1) 障がい福祉サービス利用者数及び障がい支援区分認定者数

(令和5年3月31日現在)

- | | |
|-------------------------|------|
| ① 障がい福祉サービス実利用者数 | 843人 |
| ② サービス実利用者の内障がい支援区分認定者数 | 638人 |

(2) 障がい支援区分認定結果

各年度3月31日現在(単位:件)

	障がい支援区分認定結果						
	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
令和2年度	2	39	75	66	23	25	230
令和3年度	3	47	50	55	19	40	214
令和4年度	1	51	65	67	50	42	276
令和5年度							

※ 令和5年度は、令和5年9月末日現在の数値

(3) 市町村審査会

各年度3月31日現在

	審査会A		審査会B		計	
	開催回数	審査件数	開催回数	審査件数	開催回数	審査件数
令和2年度	7	120	6	110	13	230
令和3年度	7	110	6	104	13	214
令和4年度	7	156	6	123	13	279
令和5年度						

※ 令和5年度は、令和5年9月末日現在の数値

2 第6期酒田市障がい福祉計画・第2期酒田市障がい児福祉計画の進捗状況

(1) 指定障がい福祉サービス等

サービス種別	計画値	実績	差	単位
居宅介護	1,666	1,698	32	時間／月
	155	150	△5	実人数
重度訪問介護	160	71.71	△88.29	時間／月
	6	2	△4	実人数
同行援護	56.00	95.00	39	時間／月
	21	14	△7	実人数
行動援護	12	0	△12	時間／月
	3	0	△3	実人数
重度障がい者等包括支援	240	0	△240	時間／月
	1	0	△1	実人数
生活介護	4,444	5,418	974	人日／月
	275	313	38	実人数
自立訓練(機能訓練)	22	0	△22	人日／月
	1	0	△1	実人数
自立訓練(生活訓練)	610	458	△152	人日／月
	55	41	△14	実人数
就労移行支援	182	272	90	人日／月
	14	20	6	実人数
就労継続支援「雇用型(A型)」	534	161	△373	人日／月
	23	15	△8	実人数
就労継続支援「非雇用型(B型)」	7,768	5,835	△1,933	人日／月
	478	341	△137	実人数
就労定着支援	10	10	0	実人数
療養介護	16	15	△1	人／月
短期入所	379	199	△180	人日／月
	52	31	△21	実人数
自立生活援助	2	0	△2	人／月
共同生活援助(グループホーム)	144	150	6	人／月
施設入所支援	137	142	5	人／月
計画相談支援	926	904	△22	人／月
地域移行支援	6	0	△6	人／月

サービス種別	計画値	実績	差	単位
地域定着支援	6	0	△6	人／月
児童発達支援	486	525	39	人日／月
	36	43	7	実人数
放課後等デイサービス	2,156	1,806	△350	人日／月
	144	125	△19	実人数
保育所等訪問支援	17	9	△8	人日／月
	4	4	0	実人数
医療型児童発達支援	1	0	△1	人日／月
	1	0	△1	実人数
居宅訪問型児童発達支援	4	0	△4	人日／月
	1	0	△1	実人数
障がい児相談支援	22	29	7	人／月
医療的ケア児支援	1	1	0	人／月

※「計画値」は、第6期酒田市障がい福祉計画・第2期酒田市障がい児福祉計画における令和5年度の計画（見込量）

※「実績」は、令和5年4月末日現在

(2) 地域生活支援事業

事業種別	計画値	実績	差	単位
理解促進研修・啓発事業	有	有	一	実施の有無
自発的活動支援事業	有	有	一	実施の有無
相談支援事業	有	有	一	実施箇所数
基幹相談支援センター	無	無	一	設置の有無
基幹相談支援センター等機能強化事業	無	無	一	実施の有無
住宅入所等支援事業	無	無	一	実施の有無
成年後見制度利用支援事業	3人	3人	0人	実利用者数
成年後見制度後見支援事業	有	有	一	実施の有無
意思疎通支援事業	100回	108回	8回	手話通訳者等 延派遣回数
	1人	0人	▲1人	手話通訳者 実設置者数
日常生活用具給付等事業	2,595件	2,901件	306件	延給付件数
介護・訓練支援用具	7件	4件	▲3件	延給付件数
	9件	10件	1件	延給付件数

事業種別		計画値	実績	差	単位	
移動支援事業	在宅療養等支援用具	15 件	8 件	▲7 件	延給付件数	
	情報・意思疎通支援事業	56 件	22 件	▲34 件	延給付件数	
	排泄管理支援用具	2,507 件	2,854 件	347 件	延給付件数	
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1 件	3 件	2 件	延給付件数	
手話奉仕員養成研修事業		17 人	24 人	7 人	登録者数	
移動支援事業	個別支援型	4 人	2 人	▲2 人	実利用者数	
		40 時間	13.5 時間	▲26.5 時間	延利用時間	
	リフト付福祉車両移送型	100 人	91 人	▲9 人	実利用者数	
		930 回	880 回	▲50 回	延利用回数	
	障がい児通所支援車両 移送型	5 人	2 人	▲3 人	実利用者数	
		700 回	11 回	▲689 回	延利用回数	
地域活動支援センター事業		2 箇所	2 箇所	0 箇所	実施箇所数	
		150 人	92 人	▲58 人	実利用者数	
訪問入浴サービス事業		5 人	4 人	▲1 人	実利用者数	
日中一時支援事業		10 箇所	12 箇所	2 箇所	実施箇所数	
		60 人	47 人	▲13 人	実利用者数	
巡回支援専門員実設置者数		2 人	2 人	0 人	実設置者数	
スポーツ大会等		630 人	581 人	▲49 人	延参加者数	
文化芸術活動等		100 人	110 人	10 人	延参加事業 者数	
点字・声の広報等		224 人	224 人	0 人	延利用者数	
知的障がい者職親委託事業		1 人	2 人	1 人	実利用者数	

※「計画値」は、第5期酒田市障がい福祉計画・第2期酒田市障がい児福祉計画における
令和5年度の計画（見込量）

※「実績」は、令和5年4月末日現在

3 令和8年度の数値目標の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行に係る目標

令和4年度末時点の施設入所者のうち、令和8年度末までに、9人(6.3%)が地域生活に移行することを目指すとともに、令和8年度末時点の施設入所者数が、令和4年度末時点の施設入所者数から11人(7.75%)減少することを目指します。

項目	数値	考え方
現在の入所者数(A)	142人	令和4年度末の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	131人	令和8年度末時点の利用人数
【目標値】削減見込(A-B)	11人	差引減少見込み数 基本指針:5%以上
【目標値】地域生活移行者数	9人	施設入所からグループホーム等へ移行した方の数 基本指針:6%以上

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に係る目標

遊佐町、三川町と連携して地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点の整備	1か所	地域生活支援拠点等の整備予定期 (R6年3月)
地域生活支援拠点の人員やネットワークの整備	1か所	効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の整備予定期 (R6年4月)
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	1回	地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討回数
強度行動障がいを有する障がい者に関する支援体制の整備		基幹相談支援センターを中心として、令和8年度末までに、強度行動障がいを有する障がい者の支援ニーズの把握と支援体制を整備していく。

(3) 福祉施設から一般就労への移行に係る目標

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の数値を定めます。

令和3年度末時点の一般就労移行者3人に対し、令和8年度末までに10人(3.3倍)とすることを目指します。内訳として、就労移行支援からが5人(1.7倍)、就労継続支援A型から2人(0人→2人)、就労継続支援B型から3人(0人→3人)とします。

また、令和8年度における就労定着支援事業を15人(1.7倍)が利用する

ことを目指します。

項目	数値	考え方
現在の一般就労移行者数	3人	令和3年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	10人	令和8年度に福祉施設を退所し、一般就労する者の数 基本指針：1.28倍以上
現在の就労移行支援事業の利用者のうち、一般就労に移行した者的人数	3人	令和3年度末の移行者数
目標年度末における就労移行支援事業の利用者のうち、一般就労に移行した者的人数	5人	令和8年度末の移行者数 基本指針：1.31倍以上
現在の就労継続支援A型事業利用者のうち、一般就労に移行した者的人数	0人	令和3年度末の移行者数
目標年度末における就労継続支援A型事業利用者のうち、一般就労に移行した者的人数	2人	令和8年度末の移行者数 基本指針：1.29倍以上
現在の就労継続支援B型事業の利用者のうち、一般就労に移行した者的人数	0人	令和3年度末の移行者数
目標年度末における就労継続支援B型事業の利用者のうち、一般就労に移行した者的人数	3人	令和8年度末の移行者数 基本指針：1.28倍以上
現在の就労定着支援事業の利用者の年間利用者数	9人	令和3年度の就労定着支援事業の利用者数
目標年度の就労定着支援事業の年間利用者数	15人	令和8年度の就労定着支援事業の利用者数

(4) 障がい児支援の提供体制の整備に係る目標

下記項目については、令和2年度末時点ですでに設置済または配置済ですが、更なる障がい児支援の提供体制の充実を目指します。

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	1か所	令和8年度末の数
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制整備		児童発達支援センター酒田市はまなし学園を中心として、令和8年度末までに、保育所等訪問支援を通じてインクルージョンの推進体制を整備していく。
主に重症心身障がい児を支援する	1か所	令和8年度末の数

児童発達支援事業所の確保		
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	2か所	令和8年度末の数
令和5年4月1日時点の医療的ケア児支援協議の場の設置状況	有	市単独で設置済み
医療的ケア児等コーディネーターの配置	1名	令和8年度末の配置人数

(5) 相談支援体制の充実・強化等

障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、障がい者が抱える課題やニーズを把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等、関係機関との連携を行うことができる相談支援体制を目指します。

項目	数値	考え方
基幹相談支援センターの設置	1か所	令和8年度末時点の設置数
地域づくりに向けた協議会の体制確保		障がい者地域自立支援協議会を中心に、令和8年度末までに、個別事例の検討を通じた地域・サービス基盤の開発改善を行う。

4 各年度における指定障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保の方策

(1) 指定障がい福祉サービス等の種類ごとの実施に関する考え方

- ① 居宅介護、重度訪問介護、同行援護などのサービスを提供し、安心した在宅での生活を支援します。
- ② 生活介護や就労継続支援事業の日中活動サービス体制の充実を図り、自立した生活を支援します。
- ③ 地域生活を支援する「自立生活援助」や一般就労への定着を支援する「就労定着支援」、新たに創設された「就労選択支援」など、障がい者の個々のニーズ、地域資源を的確に把握しながら、適切な障がい福祉サービスの提供に努めます。
- ④ 障がい児支援については、児童発達支援センター酒田市はまなし学園を中心として、保育所等訪問支援を通じてインクルージョンの推進体制の整備に努めます。

(2) 指定障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み

① 居宅介護（訪問系サービス）

ヘルパーが自宅を訪問し、入浴や排泄、食事などの介助を行います。（対象：区分1以上。身体介護を伴う通院介助は区分2以上。それに相当する状態の障がい児を含む）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
居宅介護	1,748	1,774	1,799	時間／月 1か月あたりの延利用時間数
	161	166	172	実人数

② 重度訪問介護（訪問系サービス）

重度の身体障がい者に、ヘルパーが身体介護や家事援助並びに外出時における移動中の介護など、総合的な居宅介護サービスを提供します。（対象：区分4以上）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
重度訪問介護	70	70	70	時間／月 1か月あたりの延利用時間数
	2	2	2	実人数

③ 同行援護（訪問系サービス）

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。（対象：独自の評価指標による。ただし身体介護を伴う場合は区分2以上）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
同行援護	101	103	106	時間／月 1か月あたりの延利用時間数
	17	18	19	実人数

④ 行動援護（訪問系サービス）

知的障がいや精神障がいにより、行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助を行います。（対象：区分3以上でこれに相当する状態の障がい児を含む）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
行動援護	12	12	12	時間／月 1か月あたりの延利用時間数
	3	3	3	実人数

⑤ 重度障がい者等包括支援（訪問系サービス）

常に介護が必要な最重度の障がいがある人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。（対象：区分6でこれに相当する状態の障がい児を含む）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
重度障がい者等 包括支援	240	240	240	時間／月 1か月あたりの延利用時間数
	1	1	1	実人数

⑥ 生活介護（日中活動系サービス）

常に介護が必要な人に、主に昼間に施設で入浴や排泄、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。（対象：区分3以上。50歳以上は区分2。ただし入所施設ではそれぞれ区分4と区分3以上）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
生活介護	5,890	6,141	6,403	人日／月 1か月あたりの延利用人日数
	340	354	369	実人数
(内) 重度障がい 者	5	5	5	実人数

⑦ 自立訓練「機能訓練」（日中活動系サービス）

身体障がい者が自立した日常生活・社会生活を営めるよう、必要な身体機能向上（理学療法、作業療法）などの訓練を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
自立訓練 「機能訓練」	22	22	22	人日／月 1か月あたりの延利用人日数
	1	1	1	実人数

⑧ 自立訓練「生活訓練」（日中活動系サービス）

知的障がい者、精神障がい者が自立した日常生活を営めるよう、生活能力向上などの訓練を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
自立訓練 「生活訓練」	450	450	450	人日／月 1か月あたりの延利用人日数
	40	40	40	実人数
(内) 精神障がい者	35	35	35	実人数

⑨ 就労選択支援（日中活動系サービス）

障がい者の就労能力や就労意欲を把握して適性を評価する就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った就労先、働き方が選択できるよう支援を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
就労選択支援	9	18	27	人日／月 1か月あたりの延利用人日数
	3	6	19	実人数

⑩ 就労移行支援（日中活動系サービス）

就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されると見込まれる者に、生産活動などを通じて知識や能力を養成することで適性にあった就労ができるよう支援（職業訓練）を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
就労移行支援	251	240	231	人日／月 1か月あたりの延利用人日数
	17	15	14	実人数

⑪ 就労継続支援「雇用型（A型）」（日中活動系サービス）

就労移行支援事業を利用したが一般企業の雇用に結びつかなかった者等を雇用し、職業訓練を行うことによって、一般就労への移行を支援します。事業者と利用者は雇用契約を締結し、労働関係法規が適用されます。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
就労継続支援 「雇用型（A型）」	210	210	210	人日／月 1か月あたりの延利用人日数
	20	20	20	実人数

⑫ 就労継続支援「非雇用型（B型）」（日中活動系サービス）

就労移行支援事業を利用したが一般企業の雇用に結びつかなかった者等を対象に、職業訓練を通して、一般就労に向けた支援を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
就労継続支援 「非雇用型（B型）」	6,430	6,749	7,085	人日／月 1か月あたりの延利用人日数
	354	360	367	実人数

⑬ 就労定着支援

一般就労した障がい者が職場に定着できるよう、一定期間、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
就労定着支援	15	15	15	実人数

⑭ 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する障がい者に対して、一定期間、定期的な巡回訪問や適切な支援を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
自立生活援助	2	2	2	実人数
(内) 精神障がい者	1	1	1	実人数

⑮ 共同生活援助（グループホーム）（居住系サービス）

地域で共同生活を営むのに支障のない人に、共同生活を営む住居において、主に夜間に相談、入浴、排泄、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
共同生活援助	159	164	169	人／月 1か月あたりの利用人数
(内) 精神障がい者	70	73	76	人／月 1か月あたりの利用人数
(内) 重度障がい者	3	3	3	人／月 1か月あたりの利用人数

⑯ 施設入所支援（居住系サービス）

施設入所者に対して、主に夜間に入浴、排泄、食事の介護などのサービスを提供します。（対象：区分4以上。50歳以上は区分3以上）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
施設入所支援	137	134	131	人／月 1か月あたりの利用人数

⑰ 療養介護（日中活動系サービス）

医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護などを提供します。（対象：区分6の筋萎縮性側索硬化症等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理者。区分5以上の筋ジストロフィー患者等）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
療養介護	14	13	13	人／月 1か月あたりの利用人数

⑱ 短期入所（日中活動系サービス）

在宅での介護が一時的に困難になった場合に、短期間施設に入所し、夜間も含め施設で入浴や排泄、食事の介護などのサービスを提供します。（対象：区分1以上。障がい児については別に定める区分が1以上）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
短期入所	204	206	208	人日／月 1か月あたりの延利用人日数
	31	31	31	実人数
(内) 重度障がい者	3	3	3	人／月 1か月あたりの利用人数

⑲ 計画相談支援（相談支援）

障がい福祉サービスを利用する際に、サービス利用にかかる計画作成、利用調整などの支援を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
計画相談支援	932	946	961	人／月 1か月あたりの利用人数

⑳ 地域移行支援（相談支援）

住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
地域移行支援	3	3	3	人／月 1か月あたりの利用人数
(内) 精神障がい者	2	2	2	人／月 1か月あたりの利用人数

㉑ 地域定着支援（相談支援）

常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
地域定着支援	3	3	3	人／月 1か月あたりの利用人数
内) 精神障がい者	2	2	2	人／月 1か月あたりの利用人数

㉒ 児童発達支援（障がい児支援）

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。（対象：療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
児童発達支援	525	525	525	人日／月 1か月あたりの延利用人日数
	43	43	43	実人数

㉓ 放課後等デイサービス（障がい児支援）

授業の終了後または学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。（対象：学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障がい児）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
放課後等デイサービス	1,916	1,973	2,033	人日／月 1か月あたりの延利用人日数
	128	132	136	実人数

㉔ 保育所等訪問支援（障がい児支援）

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。（対象：保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定子ども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児）

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
保育所等訪問支援	8	8	8	人日／月 1か月あたりの延利用人日数
	5	5	5	実人数

㉕ 居宅訪問型児童発達支援（障がい児支援）

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
居宅訪問型児童発達支援	1	1	1	人日／月 1か月あたりの延利用人日数
	1	1	1	実人数

㉖ 障がい児相談支援（障がい児支援）

障がい児通所支援を利用する際に、サービス利用にかかる計画作成、利用調整などの支援を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
障がい児相談支援	31	33	35	人／月 1か月あたりの利用人数

㉗ 医療的ケア児支援（障がい児支援）

医療的ケア児に対し、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を行います。

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
医療的ケア児支援	1	1	1	人／月 1か月あたりのコーディネーター数

（3）指定障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み量の確保の方策

- ① 利用者のニーズを満たすことができるサービス量を把握するため、事業所等を含む関係各所との連携を密にするとともに、新規事業者の参入促進及び支援を行います。
- ② 同行援護や行動援護などのサービスに必要な研修については、十分なサービスが提供できるように、庄内地区での毎年の開催や研修回数の増など、関係機関に研修体制の充実について働きかけていきます。
- ③ 障がい者支援施設については、入所支援や短期入所等のニーズの受け皿として重要な役割を担っており、設備等の老朽化、自然災害や感染症等に対応で

きる環境が整備されるように支援を行います。

- ④ 施設入所者の地域支援を推進し、地域における居住の場の安定提供を図るため、グループホーム及び運営する社会福祉法人等の活動を支援します。
- ⑤ インクルージョンの推進に当たっての保育所等訪問支援の役割や支援についての整理を行い、利用児童数及び利用日数の確保に繋げていきます。

(4) その他の活動指標

① 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療及び福祉関係者が連携を図り、精神障がいのある人の地域定着を目指します。

事項	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	単位
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	1	1	1	回／年
保健・医療・福祉関係者による協議の場の参加人数	8	8	8	人／年
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施	1	1	1	回／年

② 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい福祉サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行い、その運用状況の検証・検討を行います。

事項	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	単位
コーディネーターの配置人数	1	1	1	人／年
各年度における地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	1	1	1	回／年

③ 相談支援体制の充実・強化のための取組

基幹相談支援センターの設置による相談支援体制の更なる充実に向けた取組を行います。

事項	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	単位
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	3	3	3	回／年
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	4	4	4	回／年
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	8	8	8	回／年
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	4	4	4	回／年
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	0	0	1	人／年

協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数・参加事業者、機関数	4	4	4	回／年
	25	25	25	人／年
協議会の専門部会の設置数・実施回数	4	4	4	回／年
	7	7	7	人／年

④ 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障がい福祉サービス等の多様化やサービス事業所の増加により、利用者が必要とするサービスを適切に提供できるように取組を行います。

事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	6	6	6	回／年
障害者自立支援審査支払等システム等を活用した、事業者との共有回数	1	1	1	回／年

⑤ 発達障がい者等に対する障がい児支援体制

ペアレント・トレーニングなどの支援プログラムを実施することで、保護者が身近なところで子育て支援を受けることができるような体制づくりを行います。

事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
ペアレント・トレーニングやペアレント・プログラム等の支援プログラム等の受講者数・実施者数	26	26	26	受講者数 人／年
	26	26	26	実施者数 人／年

基幹相談支援センターの設置について

1 現状と課題

本市では、障がい者の相談支援体制として、一般相談を相談支援事業所「あおぞら」に委託し、障がい福祉サービスの計画相談については市内9か所の指定特定相談支援事業所が実施している。しかし、相談件数の増加や相談内容の複雑化、複合化する中、専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化などが求められるが、そうした機能を有する機関がない状況である。そのため、相談支援体制の充実を図るためにも、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関が必要となる。

2 基幹相談支援センターの役割

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、以下について実施する。

- (1) 総合的・専門的な相談支援の実施
- (2) 地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言
- (3) 地域の相談支援事業者の人材育成の支援
- (4) 地域の相談機関（身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員等）との連携強化の取組
- (5) 障がい者の地域移行・地域定着の促進の取組
- (6) 障がい者の権利擁護・虐待の防止

※ 「地域生活支援事業実施要綱（令和5年3月31日付け厚生労働省・援護局）」より

3 基幹相談支援センターの内容

(1) 開設場所及び時間

開所場所については、酒田市役所1階健康福祉部福祉企画課内とする。

開所時間、休日については、市役所の取り扱いと同様とする。

※基幹相談支援センター専用の電話を設置する。

(2) 職員体制

- i) センター長（福祉企画課長）
- ii) 社会福祉士（障がい福祉係ケースワーカー兼務）
- iii) 社会福祉士（障がい福祉係ケースワーカー兼務）
- iv) 社会福祉主事（障がい福祉係ケースワーカー兼務）
- v) 事務職員（障がい福祉係職員兼務）
- vi) 会計年度任用職員（社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等のいずれかの資格を持つ者）

(3) 業務内容

上記2の役割に加え、以下の取り組みも業務として行う。

◆障がい者地域自立支援協議会の運営

- ・障がい者地域自立支援協議会及び専門部会の事務及び運営
- ・地域の関係機関のネットワークの構築、研修会の企画、アドバイザーの派遣（追加）

(4) 開設時期

令和6年4月1日

(5) その他

①基幹相談支援センター開設済み（県内主な市町村）

→ 鶴岡市、寒河江西村山圏域（1市4町）、庄内町 など

社会福祉協議会、社会福祉法人へ委託している。

②開設にあたり、実施要綱を策定する。

③開設に合わせ、広報、ホームページなどで周知を図るとともに、障がい福祉サービス事業所に対して、制度理解を深めるため、説明会等を実施する。

重層的な相談支援体制

<第3層>

- c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

酒田市障がい者基幹相談支援センター

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター、地域(自立支援)協議会

<第2層>

5b. 一般的な相談支援

令和6年度から
基幹相談支援センター業務となる。

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- 社会資源を活用するための支援(各種支援施策)
にに関する助言・指導)
- 社会生活力を高めるための支援
ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業

<第1層>

- a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

市内に9つの指定特定相談支援事業所
が対応している。

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
・サービス利用支援

主な担い手⇒指定特定相談支援事業

地域生活支援拠点等の整備について

1 現状と課題

国では、障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活できるようにするため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つの地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な整備）を整備することとしているが、本市では未整備となっている。

本市においては、令和3年度からの「第6期酒田市障がい福祉計画」において、令和5年度末までに地域生活支援拠点等を整備することを目標として掲げており、これまで拠点等に必要な機能について検討を重ねてきたところである。

2 地域生活支援拠点等の目的

（1）緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用

→ 地域における生活の安心感を担保する機能を備える。

（2）体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備

→ 障がい者等の地域での生活を支援する。

3 検討経過

【令和3年度】

・自立支援協議会専門部会【地域生活支援部会】

整備手法については、社会資源の状況から、既存の事業所を活用した面的整備することを了承。

上記2（1）必要な機能②緊急時の受け入れ・対応が酒田市は不足しており、圏域を広域に設定してほしいとの意見あり。他の4つの機能（①相談、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）は概ね対応できる。

・第2回自立支援協議会

緊急的なショートステイ先が酒田市には少なく、遊佐町の施設でかなり受けている。
圏域については、他の町とも連携を模索していくべき。

【令和4年度】

・自立支援協議会専門部会【地域生活支援部会】

圏域は、酒田市に限らず、近隣町（遊佐町、三川町）を含めて検討していくことを了承。
・酒田市、遊佐町、三川町で協議し、1市2町の枠組みで整備していくことを了承。

4 地域生活支援拠点等の内容

(1) 整備手法（別添地域生活支援拠点イメージ図参照）

- ①多機能整備型 → グループホームや障害者支援等に付加した体制
- ②面的整備型 → 地域における複数の機関が分担して機能を担う体制
※建物としての「拠点」は置かず、既存の事業所の活用により対応する。新たに施設を整備することもないので、財政負担が比較的少ない。

酒田市、遊佐町、三川町の1市2町の枠組みで、面的整備型で地域生活支援拠点等を整備していく。

③1市2町で整備するメリット

社会資源の相互利用（特に緊急時の受け入れ先（短期入所施設）の確保）

(2) 必要な機能

- | | |
|--------------|--------------------------|
| ①相談の機能 | <u>1市2町・指定相談支援事業所</u> |
| ②緊急時の受け入れ・対応 | <u>短期入所施設</u> |
| ③体験の機会・場 | <u>グループホーム</u> |
| ④専門的人材の確保・養成 | <u>1市2町+各自立支援協議会専門部会</u> |
| ⑤地域の体制づくり | <u>1市2町+各自立支援協議会専門部会</u> |

(3) その他

地域生活支援拠点等において、上記（1）の機能に係る支援を受ける障がい（児童）者は、事前に把握・登録が必要となる。

(4) 開始時期

令和6年4月1日

(5) その他

- ①地域生活支援拠点等整備済み（県内主な市町村）
→山形市、鶴岡市、上山市、寒河江西村山圈域（1市4町）、最上圈域（1市4町3村）、庄内町（今後整備予定）
- ②整備に向け、実施要綱を策定する。
- ③開始に合わせ、広報、ホームページなどで周知を図るとともに、障がい福祉サービス事業所等に対して、制度理解を深めるため、説明会等を実施する。

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービスと提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）

※あくまで参考例であり、これにどらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。

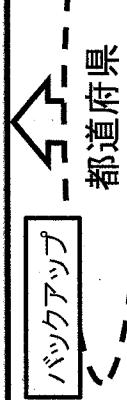
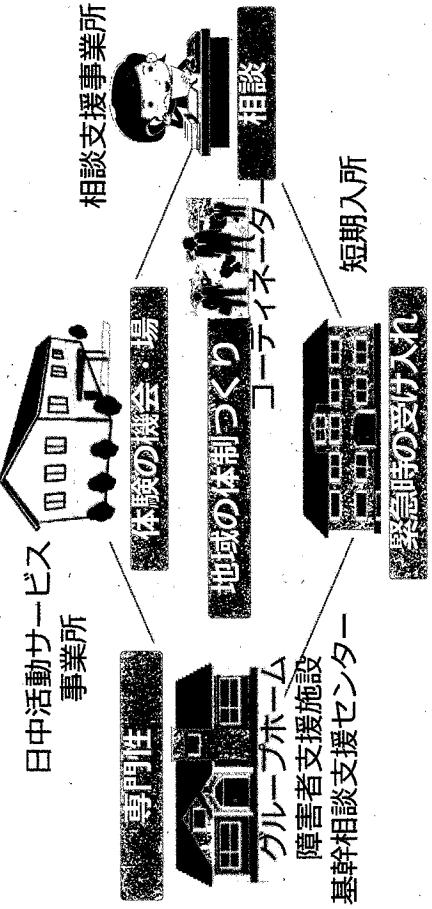
59

市町村（圏域）

- ① 支援者の協力体制の確立・運営 ② 特定事例における課題等の把握・活用 ③ 必要な機能の実現体制の構築

多機能拠点整備型

面的整備型



バックアップ

都道府県

整備、運営に関する研修会等の開催

管内市町村の好事例(優良事例)の紹介

現状や課題等を把握、共有

酒田所管内(酒田市、庄内町、遊佐町)の障害者の状況

ハローワーク酒田

1 障害者求職登録状況(令和5年6月末)

部位別 区分	合計	身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他の障害者		
			割合		割合		割合		割合	
有効中	177	(16.7)	68	(15.8)	29	(10.2)	70	(23.8)	10	(19.6)
就業中	682	(64.4)	294	(68.2)	200	(70.7)	155	(52.7)	33	(64.7)
保留中	200	(18.9)	69	(16.0)	54	(19.1)	69	(23.5)	8	(15.7)
合 計	1,059	12.2%	431	6.6%	283	23.0%	294	34.9%	51	-

・有効中は求職中の者、就業中は就職・自営等、保留中は病気等で一時的に求職していない者

・合計の割合は、手帳所持者のうち当所に障害者登録している者の割合

・「その他の障害者」は、難治性疾患患者・発達障害・高次脳機能障害等のうち障害者手帳非所持者

・()は、登録者のうち有効中・就業中・保留中の割合

2 障害者手帳有効件数(令和5年3月末) (資料出所:酒田市・庄内町・遊佐町)

部位別 区分	合計	身体障害者		知的障害者		精神障害者		
			割合		割合		割合	
酒田市	6,405	(74.0)	4,877	(74.2)	901	(73.1)	627	(74.4)
庄内町	1,343	(15.6)	1,011	(15.4)	191	(15.5)	147	(17.4)
遊佐町	896	(10.4)	686	(10.4)	141	(11.4)	69	(8.2)
合 計	8,640	100.0%	6,574	76.0%	1,230	14.3%	843	9.7%

・総数で、高齢者・年少者を含む。対前年比、合計で▲0.95%、身体▲1.4%、知的▲0.7%、精神2.3%

3 民間企業の障害者雇用率(各年度6月1日)

項目 年度	企業数	常用労 働者数	基礎労 働者数	障害者 数(カウント)	雇 用 率			雇用率達成企業	
					酒田所	山形県	全国	企業数	達成割合
29年度	109	16,633	15,616.0	350.5	2.24	2.03	1.97	72	66.06%
30年度	127	17,322.5	16,395.5	377.0	2.30	2.06	2.05	75	59.06%
元年度	125	16,936	15,982.0	369.5	2.31	2.09	2.11	76	60.80%
2年度	123	16,732	15,791.5	357.0	2.26	2.11	2.15	75	61.00%
3年度	131	16,539.5	15,558.5	332.5	2.14	2.11	2.20	74	56.50%
4年度	127	15,468.5	15,268.0	329.0	2.15	2.18	2.25	82	64.60%
5年度									

・対象企業は、管内に本社のある法人で基礎労働者数が25~29年度までは50人以上、30年度からは45.5人以上、令和3年度からは43.5人以上の企業数

・基礎労働者数は、常用労働者数から除外率を控除した数

・対象労働者は、週の労働時間が20H以上~30H未満を0.5人として算定

4 安定所紹介による就職状況(令和5年6月末)

男女別 部位別	合計			男		女	
		うち重度	割合	うち重度	うち重度	うち重度	うち重度
身体障害者	3	1	27.3%	1	0	2	0
知的障害者	0	0	0.0%	0	0	0	0
精神障害者	8	-	72.7%	5	-	3	-
他の障害者	0		0.0%	0		0	
合 計	11	1	100.0%	6	0	5	0

・重度は身体で1・2級(3級重複)、知的はA又はBのうち指定機関で重度判定を受けた者

・障害を非開示(クローズ)で紹介し採用された者を含む

令和4年度(4月～3月)相談支援事業所あおぞら相談支援件数表(酒田市)

月	延べ件数	障がい種別				支援方法				支援内容				計																				
		身体	知的	精神	重度心身	訪問	来所	同行	電話	Eメール	個別支援会議	関係機関	福祉サービス	障がい症状理解	不安解消情緒安定	健康新療	社会参加余暇活動	就労	生活技術	家計経済	保育教育	家族人間関係	その他											
18歳以上	18歳未満	高次脳機能	癡呆	精神	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	計											
4	22	2	4	0	10	10	0	0	24	3	3	15	0	2	41	0	67	45	6	6	5	0	1	1	0	0	0	0	3	67				
5	19	2	4	0	8	8	1	0	21	4	1	0	11	0	1	35	0	52	33	1	7	3	0	1	3	0	0	0	0	4	52			
6	15	0	1	0	3	11	0	0	0	15	2	1	1	11	0	0	19	0	34	24	4	0	3	0	0	0	1	0	0	2	34			
7	15	1	1	1	11	1	0	1	16	5	2	0	16	0	1	24	0	48	37	1	1	6	0	1	1	0	1	0	0	0	48			
8	16	3	3	1	2	11	1	0	19	10	0	1	23	0	0	19	0	53	25	0	9	7	0	1	5	0	2	0	0	4	53			
9	15	1	3	0	5	7	0	0	1	16	11	2	0	16	2	0	35	0	66	39	4	14	6	0	0	1	1	0	0	1	66			
10	16	3	4	0	6	8	1	0	0	19	17	1	1	12	2	1	43	0	77	43	4	15	8	0	1	0	4	0	0	1	66			
11	25	0	4	0	6	13	0	0	2	25	11	2	3	26	2	1	41	0	86	60	9	6	3	0	3	2	1	0	0	0	2	86		
12	20	2	3	0	3	13	1	0	2	22	6	0	2	27	0	0	34	0	69	37	10	5	5	0	9	3	0	0	0	0	69			
1	8	3	1	0	2	5	1	0	2	11	9	1	3	11	0	0	24	0	48	44	0	2	1	0	0	0	0	0	0	1	48			
2	9	3	2	0	0	6	1	0	3	12	1	0	3	8	0	0	21	0	33	18	2	6	1	0	1	3	0	0	0	2	33			
3	10	3	0	0	3	6	1	0	3	13	0	1	0	9	0	1	15	0	26	15	2	6	0	0	0	0	0	0	3	26				
計	213	23	30	2	49	109	8	0	15	213	79	14	17	185	6	7	351	0	659	659	659	659	659	659	659	659	659	659	659	659	659	659	659	659
前年度比	15	1	15	2	-27	15	5	0	6	16	28	-11	-10	-62	6	4	33	1	-13	40	13	19	-29	-7	8	-59	-4	-1	-1	0	4	-13		

令和4年度酒田市における一般相談の支援件数については訪問方が28件の増、電話による相談が15件の減、精神の方の相談が15件の増となつた。昨年度比で身体の方の相談が15件の増、知的の方の相談が15件の減、精神の方については訪問方が11件の減、電話による相談が10件の減となつた。支援方法についてはオンラインを含むが62件の減とならず。前年度比は40件の増となる。家計経済の相談が19件で昨年度と比較すると59件の減となつた。令和3年度は福祉サービスの利用に関する相談が最も多く、令和4年度はそのような相談がほとんどなく、今後の生活についてなど純粋に経済活動に関する相談がほとんどんどでこの件数に落ち着いた。

令和4年度 庄内障害者就業・生活支援センターの支援実施状況について
令和4年4月～R5年3月

① 障害種別の支援対象障害者（登録者）数（人）

	身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
合計	26	185	103	14	328

② 新規登録者（人）

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
9	27	22	5	63

③ 障害者に対する相談・支援件数（件）

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
152	1,488	882	100	2,622

④ 職場実習のあっせん件数（件）

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
2	20	22	9	53

⑤ 就職件数（件）

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
1	14	15	2	32

⑥ 職場訪問により定着支援を実施した件数（件）

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
11	177	37	2	227

登録者数は、前年度と比較して若干減少。新規登録者については、前年度より若干増加。
相談・支援件数については、前年度よりも増加した。コロナの感染状況を踏まえて職場訪問を行ったり、zoomでの会議を行うなど対応した。職場実習のあっせん件数としては、前年度とほぼ同数。「お仕事体験実習」と「就職見極め実習」があり、就職に繋がったケースもあり。就職件数は前年度よりも10件ほど減少した。原因としては前年度実習を通して就職した方が多かったこと、就職を希望されているが体調などが整っていない方が多かったことが考えられる。職場訪問による定着支援の件数としては、前年度より25件増加。コロナの流行状況を考慮して訪問時期を事業所と相談し、調整を行った。